

## 平成26年白老町議会定例会9月会議会議録（第1号）

平成26年9月9日（火曜日）

開 議 午前 10時00分  
散 会 午後 4時16分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 諸般の報告について
  - 第 4 行政報告について
  - 第 5 一般質問
- 

### ○会議に付した事件

一般質問

---

### ○出席議員（14名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君  | 2番 吉 田 和 子 君  |
| 3番 斎 藤 征 信 君  | 4番 大 淵 紀 夫 君  |
| 5番 松 田 謙 吾 君  | 7番 西 田 祐 子 君  |
| 8番 広 地 紀 彰 君  | 9番 吉 谷 一 孝 君  |
| 10番 小 西 秀 延 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 14番 山 本 浩 平 君 | 15番 山 本 浩 平 君 |

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

|              |              |
|--------------|--------------|
| 2番 吉 田 和 子 君 | 3番 斎 藤 征 信 君 |
| 4番 大 淵 紀 夫 君 |              |

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| 町 | 長 | 戸 田 安 彦 君   |
| 副 | 町 | 長 白 崎 浩 司 君 |
| 教 | 育 | 長 古 俣 博 之 君 |
| 理 | 事 | 山 本 誠 君     |

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 総合行政局長                  | 岩城達己君 |
| 総合行政局財政担当課長             | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長             | 高橋裕明君 |
| 総務課長                    | 大黒克己君 |
| 町民課長                    | 南光男君  |
| 生活環境課長                  | 竹田敏雄君 |
| 産業経済課長                  | 石井和彦君 |
| 健康福祉課長                  | 長澤敏博君 |
| 健康福祉課高齢者介護担当課長          | 田尻康子君 |
| 上下水道課長                  | 田中春光君 |
| 教育課長                    | 高尾利弘君 |
| 教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長 | 葛西吉孝君 |
| 病院事務長                   | 野宮淳史君 |
| 消防長                     | 中村諭君  |
| 監査委員                    | 菅原道幸君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
| 主幹   | 本間弘樹君 |

---

### ◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日9月9日は休会の日ですが議事の都合により特に定例会9月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から8月28日及び9月5日に開催した議会運営委員会での本会議の運営に関する協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

[議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇]

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので8月28日及び9月5日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成26年白老町議会定例会は9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にもかかわらず議事の都合により9月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は平成26年定例会9月会議の運営の件であります。まず9月5日に議案説明会を開催し9月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会9月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして平成26年度各会計の補正予算3件、条例の制定3件、条例の一部改正3件、組合規約の変更1件、過疎地域自立促進計画1件、平成25年度各会計決算認定3件、平成25年度決算に関する附属書類の報告3件、財政健全化判断比率等の報告2件及び教育委員会委員の選任同意1件の合わせて議案20件であります。

また議会関係としては発議2件、陳情1件、議員の派遣承認、意見書案、委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取り扱いの協議結果は会議規則第31条の規定に基づき一括して議題とする事件は議案第4号から第6号の子ども子育て支援法の公布に伴う条例の制定3議案、認定1号から第3号まで及び報告第1号から第3号までの平成25年度各会計の決算認定に関連する議案6議案合わせて一括議題2件であります。

次に平成25年度各会計の決算認定に係る関係議案6議案は議会運営基準の規定により議長及び監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設定し、9月16日、17日、18日の3日間休会中における審査と

することと決定いたしました。

次に一般質問は既に8月28日午前10時に通告を締め切っており議員9人から15項目の質問の通告を受けております。このことから一般質問については本日から11日までの3日間で行う予定としております。

次に発議第2号は議決事件を追加する白老町議会会議条例の一部改正であります。地方自治法第109条第6項及び会議規則第8条第3項の規定に基づき議会運営委員長名で提出いたします。

また発議3号は議員提案によるもので議員定数を15人から13人に削減する白老町議会会議条例の一部改正であります。会議規則第33条の規定に基づき議会運営委員会へ付託することといたしました。

陳情第1号は議会議員定数の削減に関する陳情書であります。会議規則第76条の規定に基づき議会運営委員会へ付託することといたしました。

意見書案についてであります。意見書案第8号は意見書提出要請のあった北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟協議会に本議会議員会が加盟していることから前例により質疑・討論を省略することといたしました。

以上のことから本9月会議の会期については決算審査特別委員会の審査期間を考慮して本日から9月22日までの14日間としたところであります。

以上議会運営委員長の報告といたします

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎ 諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会9月会議の再開は議案等の審議の関係上おおむね14日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき定例会6月会議において議員派遣の議決をした以降現在までの議会に関するもの、または町及び各団体からの出席要請があったもののうち議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果についてはお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎ 行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会9月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

初めに首都圏企業誘致事業北海道三自治体共催ビジネスセミナーの開催についてであります。本セミナー

は企業誘致の推進や地元食材の販路拡大を目的に主に食品関連企業を対象として、去る8月28日東京の大手町サンスカイルームを会場に白老町のほか栗山町、当別町と共同開催したものであります。セミナー当日は約100名の参加があり、白老町のプレゼンテーションでは豊富な食材、良質な水、交通アクセスに優れた工業用地、快適な環境などまちの魅力を大いにPRすることができたほか、交流会では地元食材の試食コーナーを設け多くの企業の方と交流を図ることができました。このたびのセミナーを契機として今後においては誘致交渉企業の発掘や地元食材の販路拡大などにつなげていきたいと考えております。

次に特産品PR事業「特典つきふるさと納税制度」についてであります。本事業は白老町ふるさと元気応援寄附金をいただいた方へのお礼として地元特産品である白老牛や虎杖浜たらこなどを贈呈し全国に地元特産品を広く発信するほか、まちの増収対策として実施するもので9月1日より受け付けを開始したところであります。本事業の実施に当たっては白老町や観光協会のホームページを初めふるさと納税ポータルサイトなどへ掲載し広く情報発信するとともに、さらには東京白老会会員や白老観光大使などへの呼びかけも行っておりたいと考えています。なお9月1日から8日現在で127件、196万1,000円の申し込みがあります。

最後に白老町防災訓練についてであります。去る8月30日大規模な地震と津波を想定した防災訓練を実施いたしました。訓練内容は午前10時に青森県東方沖を震源とするマグニチュード8を超える巨大地震が発生し大津波警報が発表されたという想定で警報等情報伝達、住民等避難、通信訓練、職員参集の訓練を実施し町内会事業所などから約1,800人に参加していただきました。今回の訓練での課題など必要な検証を行うとともに災害に対する町民の意識高揚や関係機関との連携を図りながら今後も防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

なお本9月会議には議案12件、認定3件、報告5件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等はあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

本日から一般質問を予定しております。9名の議員から15項目の通告が出されておりますが一般質問される議員及び町側の答弁についてお願いを申し上げます。議員は一問一答方式ということをご理解をいただき簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁につきましても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願いを申し上げます。

---

### ◎ 一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可いたします。

---

◇ 吉田和子君

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員登壇願います。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) 2番、吉田和子でございます。

今定例会では2項目11点について質問をいたします。

1つ、白老町立健康保険病院について。町立病院の経営を継続する政策判断をしたが経営改善計画の経過により今後も計画に沿った経営が可能としていくために真水分の繰出金は幾らまでと考えているのか伺います。

2点目、経営形態は地方公営企業法財務適用としているが今後も見直されることはないのか伺います。

3点目、老朽化・耐震化の問題となる改築は町立病院改築基本計画を策定するとしているが時期について伺います。

4点目、3連携における医療分野を担う町立病院の役割を果たすために各種検診者の増大と患者増、医療費抑制のための対応はどうされるのか伺います。

5点目、人工透析医療体制の検討をすることとして体制を整えていくのか伺います。

6点目、移住する地域で医療や介護などのサービスを一括的に受けられる地域包括ケアシステムを構築するため2025年度を着地点として、病院と経営責任者の果たす役割をどう進めていかれるのか伺います。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長(戸田安彦君) 町立病院についてのご質問であります。

1項目めの繰出金の考えについてであります。病院経営を安定的に運営するためには医業収益を増加させることであり、そのためには町立病院を利用していただくことが大切であることから、町民の皆さんから信頼され利用される病院になることが必要であります。このため町立病院経営改善計画に基づき経営改善に取り組み、患者さんへの親切・丁寧・思いやりのある対応などにより医業収益を増加させる取り組みを進めています。したがって経営改善計画を着実に実施するとともに改善計画に計上した繰出額を維持していく考えであります。

2項目めの経営形態の見直しについてであります。病院問題は財政的視点でこれまで存続か否かを議論してまいりましたが地域に必要な医療実現するために経営形態を検討したとき、その医療の確保が担保できないことや新たな財政負担が避けられないことなどから現状の経営形態を継続したものであります。医療を取り巻く環境は制度改正などがたびたび行われ将来を見据えることが難しい状況にありますが、今後とも現状の経営形態を継続してまいりたいと考えております。

3項目めの改築基本方針の策定期間についてであります。町立病院は建築後48年が経過し施設の老朽化が進み快適な医療環境が保てないことや医療機器も含めた医療機能の充実と入院病棟、外来診察室の患者さんのプライバシーを守る観点などからも改築は急がなければならないと考えています。このことから新病院の建設場所、規模、事業費、診療科目、部門別医療方針などを検討する必要があり、できるだけ早期に検討体制を整える考えであります。

4項目めの3連携における町立病院の役割についてであります。保健・医療・福祉の3連携施策における町立病院の基本的な役割は町民の健康づくりへの積極的な参画、予防医療の充実、高齢社会に対応する在宅看護、介護、リハビリの支援及び高度救急医療機関との連携強化による救急医療体制の確保などです。特に医療分野を担う町立病院は町民に対する生活習慣病の重症化を抑制するための予防対策としての健康、

栄養教育の充実と疾病予防や早期発見のための健康診断業務の拡大に取り組むことが重要な役割であり、健康診断後の2次検査や初期治療の促進を図るとともに町外医療機関との医療連携による回復期医療の患者さんを積極的に受け入れすることが町立病院の患者数拡大と医療費抑制につながるものと捉えております。

5項目めの人工透析医療の実施体制についてであります。人工透析の患者さんの通院に伴う負担を考慮し、これに伴う医療体制の整備を検討することとしていますが、人工透析医療には医師を初め認証臨床工学技士や看護師の確保、透析室の整備などの課題もあり改築基本方針の中で十分検討する考えであります。

6項目めの地域包括ケアシステムを構築するための病院と経営責任者の役割についてであります。国では団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを組み立てることとなっております。このことから地域包括ケアシステムの構築には町内における在宅医療の推進と介護の連携が必要と考えられ、町立病院の果たす役割については在宅医療のあり方が重要課題であると捉えております。しかし看取りや緊急訪問を含め24時間365日の往診看護を行うには新たな医師確保などの体制整備を要することから、当面昨年から実施している平日における在宅訪問診療の拡大を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。高齢化率の上昇に伴う救急医療体制、病院機能分担による慢性期病床の確保、在宅医療の充実、少子化対策としての小児科の確保と公的病院の役割を果たす病院として継続されるこの公的病院の役割を果たすということでは、私は今回の報告は評価したいと思います。ただし安定した継続を願う思いから何点か質問していきたいと思っております。

病院長を中心に策定した経営改善計画は32年までの8カ年としています。毎年見直しをしながらという点も入っておりますが、今回の方向性の中で当面は改善計画を着実に推進しながら地域医療における町立病院の役割を堅持するとあります。町の持ち出しは先ほどありましたように改善計画になっている範囲で続けていくというお話でありましたけれども、これから改築ということが継続する上で必ずついてまいります。そういった点で持ち出し分が今まで以上にふえていくのは当然のこと。だから検討されるのだと思いますが、そういったことをどのように踏まえながらどういうふうにして制限、町の今のこの財政健全化に取り組んでいる厳しい経営の中でどう町としてそのふえていく分に対応しようとしているのか。今過疎地域指定になり、2年間過疎計画は示されましたけれどもその中に病院の改築等は入っておりません。その過疎債の中での改築等も考えられるのか。その点含めて伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） トータルして一般会計から繰出金にかかわってくるご質問かと思っておりますが、まずは経営上について病院を安定的に経営していくというのはあくまでも経営改善計画にのっとり計上した額で進めていきますと。

その一方で今ご質問のあった、では改築するときということになります。当然そのときの改築の全体費用、それから財源の内訳それらも今後の中では十分検討していかなければなりません。

それでご質問にありましたその中での過疎債の活用はということがあります。これもまちとして有利な方向性というのは当然出てくるというふうに思いますので、この辺もしっかりしたシミュレーションをした上

でその額も詰めなければならないと思いますので。現在繰り出ししているというのはあくまでも経営改善これにのったものですので、改築は改築として別の財源を確保しなければならないというふうに考えますから必要なときはそれをまた繰り出すという考えになると思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。再度確認をいたします。この改善改革、当面は32年までの今から数えると6年後にはまたいろいろな形で状況を見ながら判断をされると思うのですが、あくまでも公的病院の今の病院形態、改築のときは人工透析とか40床とかいろいろなことを考えられると思いますけれども、病院の形態、経営としてこの形はずっと続けられていくというお考えが根底にあるのでしょうか。その点を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 経営形態のご質問でございますが、このまま経営形態を進めていくという基本的考えでございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。経営形態の中で改善計画が本当に順調に進んでおり病院が変わったということもありますし、病院を守る友の会そういう方たちのいろいろな支援もあって本当に病院が変わったという評価はされております。1つの大きな課題として病院は、国保の関係ですけれども町立病院にかかっている患者のパーセントが少ないということがあります。そういった中でこの改善計画を実施していく中で入院患者はふえましたが通院患者は減っている、数年前から比べるとかなり減っていると思います。そういった中で夏の期間だから年間を通すと平均目標はいくだろうという説明がありましたけれども、この大きな課題である他町村の病院にかかっている患者さん、この改善計画の見直しをやっていく中でそういう患者さんが白老町立病院にかかるようになったというそういったものが見えてきているかどうかその点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今のご質問ですけれども入院は確かにふえてきています。通院がまだ改善計画よりちょっと件数が下目というところなのですが、その中で実際に他医療機関、特にうちの相談室なのでございますけれども、その相談室の地域医療連携をとっていますのでその中で実際に入院についても外来についても急性期医療が終わった回復期医療の患者様が確かにうちのほうに来ているということは事実でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） それでは普段の血圧が高いとか町立病院でも対応できる、そういうふうに紹介されてくる方はふえているのかもしれませんが、病院の努力としてそういう病院に行っている方々をこちらのほうに向いてもらうというのは見えているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 野宮事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） やはり今3連携の取り組みの中で検診業務の拡大ということを私どもは考



えております。その中で検診件数も 25 年度についてもほぼ横並びだったのですけれども、26 年度につきましては 7 月までの集計でございますけれども人間ドックが 13 件増、基本健診も 66 件ほどふえています。あと特定健診についても実際に 22 件ふえているところでございます。その中で検診収益もふえてきているところなのですけれども、1 つといたしましては本年 4 月から検診業務の担当の先生が昨年までは出張の先生を使ったところなのですけれども、今年度からは常勤の先生を検診業務の間診及びデータ判定まで常勤の先生を使っているということで、その中でまずは常勤の先生を検診を受ける方に顔を覚えてもらうということが第一だと思っています。その中で例えば検査の結果で再検査が出たときは町立病院で再検査してもらうとか初期的な治療をしてもらうとかそういう中ではまずは外来の患者さんをふやしていくことが必要だと思います。先ほどいいましたけれども医療連携の中で重篤な病症が見つかった患者さんにつきましては高度医療機関等の治療ができる病院を紹介すると、そして回復期の患者さんについてはまたうちのほうに帰ってきていただいて通院治療をしていただくとかそういうところで患者数の拡大というものを考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 常勤医が検診を担当するということは後ほど伺おうと思ったのですが、今答弁いただきましたのでそこは抜かしていきたくと思います。

次にいきます。1 点目から 3 点目はちょっと重複しているところもありますのでずっと続けて伺っていきたくと思います。今後の経営形態なのですけれども常勤の外科医がいない、整形外科医も必要としている、医師不足は経営の大きな足かせとなっています。厚労省は 13 年 4 月に内科医、外科医と並ぶ専門医に家庭医、総合医と呼ばれる総合診療医を加えることとしました。そういった体制を変えていく中で松前病院はこの診療制度を導入しております。さらに若い研修医の養成に取り組んでいるのです。年間 60 人の方々研修に集ってくるというのです。私今回の報告の中でありましたけれども総合医の話は今までずっといろいろな議員が今後の病院についての質問でしてはいますが、この点についてもかなりいろいろな方が述べていると思います。総合医もやはり今求められるお医者さんの 1 人ですので大変競争になっているということもわかるのですが、取り入れているところも着実にふえているわけです。だからそういったことを踏まえて今回の全員協議会の病院の方向性の中で、いろいろな経営形態の説明の中で総合医の関係は検討されただけ、なぜやらないのかというのは何も説明のなかったのですが、これを取り入れていく、医師不足を解消する、1 人の医者がいろいろなものを見られるという今後の白老の目指すかかりつけ医制のような形にしていくということが一番合っているお医者さんの形ではないかというふうに思うのですがその点どのようにお考えが伺いたくと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまのご質問ですが、医師不足を解消するというような視点といたしまししょうか観点からいくとそういう総合医の確保で、赤ちゃんからお年寄りまで全体を見られるという部分は確かに国の方向性でも先ほどいった平成 29 年度までにそういう資格をきちんと与えようという部分での動きがございます。今回こういう部分を検討している中でも総合医あるいは家庭医とかそういうことを総称した部分をかかりつけ医といういい方を国がしていますので、それに準じて私どももかかりつけ医と。今回院長先生とも十分その点お話をさせていただいたのですが、まず白老でできることは簡単にいうとまち医的

な患者さんの家族構成や持病がどんなことがあるかそういった日頃の状況もよくわかる、まずそこからスタートするというので今回はかかりつけ医という総称のもとで方向性はまとめさせていただきました。総合医という先ほど前段でいったお話はまだまだそういった先生方の要請もございますし、この点は院長先生とも十分協議しないと現在いる3人の先生方のお考えもあると思いますので今回はこのような形でまとめさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今回はこういう形ということは将来的にはいろいろな形で検討されることも出てくると思うのです。今おっしゃったように総合医、家庭医というのは患者さんを見るのではなくてその家庭を見る。病院から帰って、入院して退院してもまた家庭でまた同じことを繰り返して戻ってくるというそういったことを防ぐためにも患者さんを通して家庭を見ていく。在宅医療につながる医療をやっているということが大きな利点だと思いますので、今後しっかりそのことも含めて松前町の病院に来ている研修医にまた白老町にも来て見てもらうとかそういったことも含めて連携をとるべきではないかというふうに考えております。

次にいきます。深刻な医師不足や赤字運営の中で地方病院は慢性疾患を抱えた状態にあります。それを支える杖の働きをするのが側面からサポートするという住民であり全道各地で多様な活動を展開しています。この行動を起こしたことが病院の実情も見えるようになり住民の意識が変化し検証でも時間外に診療を受けるコンビニ受診が2007年度で4,483人いた病院が2013年度には2,927人に激減したという報告もあります。そのことから白老町も町立病院を守る友の会ができておりますけれども、私はその方たちとの交流を兼ねた、町長が最高責任者でありますのでそういう交流を兼ねながらそういった方々にどういう行動をとってほしいのか。町立病院の院長先生はこれからも懇談を重ねながらいろいろな協力を要請していくということだったので、経営者の最高責任者の長として今後そういった団体をいかに生かしていくのかということが今後病院の大きな医療費の抑制も含めて出てくると思うのですがその辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 友の会とはこれからも連携をとりながら、友の会のほうからもどういう形で病院を支援していけばいいのかという意見もいただいておりますので、この辺は院長も含めた町立病院と行政側と友の会でいろいろな意見交換をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますし、やはり町立病院が一番は病気になった方がかかる施設でありますので、その辺の町民に対する信頼性をまず上げるということが一番大切だと思いますので、そのためにどうすればいいかというのを今からではなくて今後も続けていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次にいきます。町立病院の改築基本方針について伺いたいと思います。以前に私たち宮崎県の諸塚村というところを視察させていただきました。本当に小さな村なのですが医師の高齢化とそれから病院の老朽化とそれから医師不足、病床は28床で3年間平均で入院稼働率が42%。そういったことから病院を変えていかなければいけないということで20年度に病院改革プランに合わせて病院の今後のあり方を検討したのです。21年度には1年で24年度に有床診療所として改築するとす

すべての計画を一度に村民にきちんと示したのです。その中できちんと病院が今できて、あそこは木造が大変多いまちで木造を多く使った病院で入った瞬間本当に木の香りがして心安まるような形の病院でした。そういうことから町立病院として経営を継続する以上改築は外せないものだとすることを皆さんおっしゃっていました。そうであれば私は経営形態、経営規模分析表による評価もすべてされましたがそういった中でなぜ改築の件だけが何も出されないのか。基本方針をつくり出すということは出されましたけれども答弁にも早急にという話がありました。町民の皆さんはこれはいろいろ考えがありますがけれども病院をこのまま継続するというには安堵しています。ところが必ず病院の改築がついてくる、そうするとまたまちの持ち出し分が多くなるそういったときにどうなるのだろうという不安が後ろに皆さんあるのです。だから私は今回原則廃止ということをして1年前にはっきりおっしゃいました。その後1年間様子を見て、この1年間で変わった姿を見て、それから財政の改善計画もそのとおり実施されているということで継続ということになったのはわかるのですが、なぜその時期だけでも、この方針はいつまでにつくり出すとかそういったことだけでもなぜ示されないのか。その点もう1回しつこいようですが伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 昨年のこのままでの経営状況では原則廃止という言葉から約1年がたってこのたび町立病院の方向性を示しました。その方向性を示してこのまま継続すると、その次に改築をどうして示さないのかというお話であります。町立病院の今の体制でそのまま新しい改築病院に行くのでありますたらすぐ改築の実施計画にも入っていける、課題も含めて進めていけると思いますが、例示でも示したように新しい診療科も含めて医療体制も含めてこれから検討しなければならない課題がたくさんあります。財政が大変で昨年1年間ということでもありますから、この財政もいかに一般会計から持ち出しをしない、町民負担をしないでいく新しい病院づくりをしていかなければならないことを考えますと、町民が不安だというお話もわかるとおりでできるだけその不安を解消できるような病院のあり方をつくっていかなければならないので、この辺は慎重に、慎重にはいきますができるだけ早目にお示ししたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。再度確認をいたします。病院はこのまま経営を継続していく。ただ病床とかそういうものは変わるかもしれない、それから新しい診療体制もできるかもしれない。ただこの改築で財源の支出が多く伴ってくるにしても病院形態は変えないしこのまま継続をするし、その上に病院の改築は必ずしますということを断言できるのですね。断言といたらおかしいけどやっていくという決意のもとで今回出されたということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 病院を継続するというのと今の町立病院の老朽化がありますので、この老朽化を考えると2年、3年でなくなるのでしたら今後維持できますけど、10年、20年先まで見通すと今のままの建物ではやっていけないということでもありますから今吉田議員おっしゃるとおりに改築を前提とした方向性ということでもあります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。新財政改革プログラムの病院の改築等には載っていないと思

ます。それで先ほど諸塚村のお話をいたしました、小さな村ですからそこも財政的にやっぱり厳しい状態で、ただ改築をすることがもうちゃんとわかっている、しなければならぬということがもう決まっているということで病院改築準備積立基金条例を設定して積み立てをしていく計画を立てて確か3億円ぐらいの積み立てをしたのです。あとほかの森林何だかの補助金だとか6億円ぐらいのものを使って建てた病院なのです。町立病院が財源厳しいのはわかった上でいっています。先ほどふるさと納税がかなりふえていると嬉しい話がありました。予想をしていない増額、ほかに使うところたくさんあるかもしれませんが、そういった中でこういった条例を制定して積み立てを少しでもしていくという考えはないのでしょうか伺います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどのご質問も今のご質問も改築に向けての手法といいますか、取り組み方というようなご質問だと思います。今までも他の基金条例といいますかそういう基金の目的ということで基金を組み立てたというのはほかにもあります。当然そういう目的に沿って一遍にできないから基金で積み立てして少しは蓄えて自己財源を生んでという手法という考え方はそのとおりにかというふうに思います。ただ今何度もいって申しわけございませんけれども、今年度スタートのプランの中でいわゆる有事の際の基金ということでの財政調整基金をどう蓄えていくかというような大きな問題がその前にあるものですから、今1つの目的に沿って基金を積み立てることができるかというのは、手法としては当然いわれているのはわかりますけれども、そういうことができるかどうかということも含めてこれからの財源確保という意味での手法を検討しなければならないというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 財政厳しい中ですので創意工夫をして知恵を合わせて、もしできるものであればそういったこともしていくことでまた病院の改築もしやすくなるのではないかとというふうに考えます。

次にいきます。3連携の中で質問しようと思ったのですが先ほど答弁がありました。インフルエンザの予防接種の時間延長することで患者さんがふえた。それから院長による医療講演会も実施している。これは院長、病院の顔が見えるということで町民が安心してかかれるといった体制づくりにつながるのです。それともう1つは今後常勤医師によってもまた講演会をやるということで院長以外の先生の顔も見えてくる。それから健康診断業務の拡大をしていく。そういったことも含めて今後やっていくということで先ほどからいっていますように新患の外来の患者さんをふやしていくということからいうと本当に大事なことであると思います。このことに取り組んで新患増にしていかないと財政健全化の改善計画がスムーズにいかないのではないかと考えますので、先生方大変だと思いますがこれからそういったことに触れていって、包括ケアシステムのほうでもまた往診をしなければならぬとかそういったことが入ってきますので先生方の労苦も大変だと思いますけれども、3連携はそういうことで先ほど病院事務長がおっしゃったようにそういう努力の中で改善をしっかりしていただきたいというふうに思います。

今度反対の意味からいいます。国は2015年から膨大な医療データを活用して医療費の抑制につなげていく方針を打ち出しました。というのは市町村、都道府県によって医療費がかなり格差、倍以上あるということなのです。もちろん地域差だとか地域の適正だとか地域格差だとかいろいろなことがありますけれどもそういったことでデータを使っていくということで、白老町も1人当たりの医療費はかなり高いほうだと思います。そういうことで町としては医業収益を図っていかなければならぬ。それから反対に医療費の過度の

抑制、必要な医療の提供ができなくなるのではないかと。だから私複雑な心境だったのです。検診をしっかりとやって、その中で重篤化しないことで医療費を抑制していくのだということはわかるのですが、他の病院にかかっている方もいらっしゃる。そういうことも含めてそういった病院として今後そういうことにどう対応していかれるのか。同じような答弁になるのかと思いつながりちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほどもちょっと触れたのですけれども、当院といたしましてまずは健診業務の拡大ということは常々各先生方ともよく話している話なのですけれども、その中で定期的な健診業務を行うことによりまして重篤の患者さんが少なくなっていくと。そういうところで先ほどちょっと健診件数もふえてきているという話をしましたけれども、常勤の先生が健診に参画しているということは大きい改善だと考えております。その中でまず初期治療、要再検だとかはうちでしていただくと。その中で内視鏡検査とか大腸検査とかうちの病院でもできることになっていきますのでそういうことをPRしていくということと、あとは健診で初期治療的なものはうちでやると。先ほどいいましたけれども重篤の患者さんについては高度医療機関をご紹介するとかそういうところへ行っていて、急性期の治療が終わった患者さんについてはうちに戻ってきてもらうというのが大切だと思っています。医療費の抑制の話も出ましたけれどもまずはうちの病院に通院の患者さんをふやすということが、どこの病院にかかっても同じだと思うのですけれども、急性期終わった回復期の患者さんはうちで何とか治療できるような体制を整えるということが必要だと思っています。それが通院患者の拡大にもつながっていくと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。常勤医の方々そういう努力をされている。そして私は病院を守る友の会の方たち、先ほど町長もこれから懇談していくと聞いていましたけれども、やっぱり健診を受けようという健康推進委員のような役割も果たしてもらうべきではないかと。そういったことも含めていろいろ懇談をしながら、病院にはその方たちはしょっちゅう来ているようですので病院の先生方との関係はできていると思うのです。ただそういった話が地域に波動していくような、そして健康推進委員のような方があなた受けなさい、あなた検診受けたのというふうに拡大していくということを守る会の方たちと懇談をしながら、できれば私は地域ごとに町内ごとにこの健康推進員をつくって、そして健診を受けて重篤化を防いでいくというそういう体制を組んでほしいのですが、これは今の病院にはちょっと入りませんので3連携ですので町民課になりますのでこういうことはまた改めて質問したいと思いますが、そういうことも含めてそういう方たちと懇談をして進めていっていただきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。人工透析体制について伺います。先ほどこれから医師の部分も含めて機器類のものもあるのでこれからだということでもありますので、それではこういうことをやったらどうですかという提言も含めてしたいと思います。この文章が載っただけでもしかして人工透析町立病院につくってもらえるのだろうかという期待している町民がたくさんいらっしゃるということをまず覚えておいていただきたいというふうに思います。

それともう1点は今後町立病院で人工透析実施のための町民に対しての調査はされたかどうか。患者さん方74人ぐらいいらっしゃるということですができてかからない人が50人もいたら20何人ではちょっと賄いきれないのではないかと思いますので、そういった調査も含めてそういう患者さん方との懇談も必

要かというふうに思っていますがその点をどういうふうにお考えなるか。

それから必要性。20歳で人工透析始まって今は仕事で出稼ぎにしているというお話をお母さんから聞きました。吉田さん、町立病院でできないのと若い人何人かからいわれました。若い人は働いています。パートでも何でも仕事をしなければ食べていけません。だけど苫小牧とかになると一日おきに一日だめになるのです。でも町立病院でできたら半日で帰ってきたら午後から仕事ができるのです。そういう要望がたくさんあるのです。それと同時にこの間は岩城局長がおっしゃったように、私バスの送り迎えをなさいと前に質問しましたがなぜかという、人工透析をするとバス降りたら家に帰るまで何回も座り込んでいるのです。私びっくりして倒れたのだと思って行ったら、人工透析した日は何回か休まないと家へ帰れない。それが今玄関まで送り迎えをしていただける。そういうことから今私考えていることはもし町立病院で検討してできなかったら、この間同じ会派の議員がいていましたけれども今は病院に行くのにも自分の車でいかなければならない。その2台の車に乗れなくなっているということが現状としてあります。そういう不公平感といっているのか、そういうことでまた大変な思いをしている方がいらっしゃるということも含めて、やるかやらないかの検討と同時にもしやらなければ送迎をどうするのかということも含めて考えていただきたいと思っているのですが、今3点申し上げましたけれどもどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいまの人工透析にかかわるご質問でございます。まず最初に調査を実施しているかどうかというご質問がございました。今回の整理の仕方の中ではこの件については調査してございません。

それから2点目の町内にいる患者さん、6月の議会の中で患者数74名というふうにご答弁申し上げさせていただいています。今現在どう変わっているか最新は押えていませんけれども、当然透析の検討をしていく上ではこういった懇談の必要性も出てくるとは思います。ですがまずは改築という大きなハードルといましようか乗り越えなければならない部分がありますから、当然その方針の中でこういった部分をどう整理していくかということも十分検討したいというふうに思います。

そしてご提案のあったとおり若い人方に関しても一日休まなければならないという状況もよくわかります。苫小牧のそういう医療サービスをきちんとされているところは夜間の透析も実施されている病院もございませぬ。そういうことも含めて今後町立病院はどうしていったらいいかという部分も再度詰めなければならないと思います。

それからできなかった場合にバスの送迎等という部分がございました。現在社会福祉協議会のほうにお願いしてバスの運行も行ってございますが、最近苫小牧の民間病院さんが白老まで送迎を実施しているというケースもございませぬ。それに対して町独自でいいのか、社協さんとか民間のほうの協力を得てという部分もまだきょうの段階では結論出せませぬけれども、今後の検討の中ではその辺も十分詰めていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 苫小牧あたりの個人病院が送り迎えをしてくれているということなのですが、その送り迎えをしていただいている方がいらっしゃいます。すごく時間的なロスがあります。一日がかりで夜7時、8時になったら帰ってくるという話もしていました。そうすると家庭の主婦でするのでご飯支度をした

り家の中のことが全然できなくなってしまうというそういう苦しい胸の内を話されました。免許証も持っていないので運転できないのでそれを利用するしかなくて利用しているという話もありますので、検討の中でどう守っていくのかということ的前提に検討していただきたいというふうに思います。

それともう1点、これは本当に参考にしていただければと思います。ずっと勉強している中で昨年4月より保険が適用になった濾過機能を強化した方式オンラインHDFが今注目されています。人工透析の機械なのですが。これは患者さんの老廃物の除去能力がすごく高まっていて体調向上に効果がある。そしてそのことで終わった後の体に対する負担がかなり少ないのだそうです。道内でも導入が始まっているところが大変多いということで、経費は全然わかりません、そういうことで検討の段階でもし取り入れるのであればそういった最新のいい機械も出ているということですので検討していただきたいと思います。

次に入りたいと思います。在宅医療について伺います。在宅医療を含めた地域包括ケアシステム、町立病院自治体の役割は大変大きいものがあります。今現在老老介護世帯の割合というのは全国的に見られるほうも見るほうも65歳以上同世帯が51.2%になっている。5割を超えました。75歳以上の割合も3割に近いということなのです。道内の死亡者数の自宅で亡くなる割合が8.8%である。そして全国で12.8%。北海道はやっぱり自宅で亡くなる方が少ないのです。最後は自宅で死にたいのだと希望する人は81.4%になっているのだそうです。自宅でという希望なのですが自宅で最期を看取る、かかりつけ医の役割というのは看取りまでやらなければならないというふうに聞いております。仙台に行ったときにそういっていました。ですからそういったことを含めてちょっと質問したいと思うのです。

本年6月医療介護総合確保推進法が成立して団塊の世代が住みなれた地域で医療・介護・生活すべての支援がサービスが一体化で受けられることになっています。先ほど答弁にもありました。そこで町立病院が慢性期病床の受け入れ、在宅医療の充実、かかりつけ医としての役割を果たしていくというふうについておりますが、この在宅医療の充実、今は施設の方が訪問してやっています。この在宅医療への切りかえ、どのような形でどのように進めていかれるようにお考えになっているか。先ほどもいいましたようにこれをやっていくということになると本当に最後の看取りまでということになるのです。そういうことも含めて病院でこの在宅看護は簡単なことではないですし、25年まで体制を整えなければならないのです。25年に始まればいいわけではないと思うのです。そういう中でどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現状の体制では在宅医療に関しては町長のご答弁もございましたけれども、グループホーム等の下の在宅の訪問診療を行っているということでもあります。それで院内にあります医局会議の中でもまずは訪問診療を拡大しましょうということを各先生方にもご理解をいただいているところで、その体制を進めていくということを院長もおっしゃっていますので必要なことだと思っております。その中で24時間365日の訪問や往診体制を取るとなると夜間の体制とかもございまして、やはり医師確保だとか看護体制だとかそういうところで体制整備が必要だということでこれは重要な課題と捉えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今述べましたように役割を果たしていくというのは本当に厳しいことですし、医療体制を整えるというのは大変なことだと思いますのでかなりの努力がいると思うのです。

ただやっていくということで在宅医療支援病院というのがあるのですが、これは基準を満たさなければならぬのですが在宅医療病院の届け出を国にすることなのです。これは診療所でも病院でもいいのです。この届け出をするというのは北海道内では病院、診療所含めて 389 カ所そういう届け出をしているのだそうです。支援病院として届け出をした後に 2012 年から在宅医療をするのに常勤医が 3 名以上いると診療所の場合は他の診療所と一緒に組んでもいいのです。3 名以上になると機能強化型として診療報酬が加算されるというそういう仕組みになっているのです。白老町立病院この在宅医療支援病院の届け出はしていませんよね。今後していく考えがあるかどうか。今は在宅医 3 名いらっしゃると思いますので強化型としてはできるのですけれども、ただ単純に 3 人いるからすつと横並びにいくかどうかは別としてもそういったことを今後考えているのかその辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 在宅療養支援病院指定化というお話だと思います。これにつきましては北海道厚生局のほうに届けが必要になるのですけれども、その中で今議員いわれましたように単独型か連携型という支援体制の病院化ということが考えられると思います。その中で今回の診療報酬というか国の制度の改正で在宅療養の支援病院化になると看取り件数が 5 件以上、そして緊急の往診実績が 10 件以上とちょっとハードルが高くなった部分もあるのです。そういう中で現状といたしましては先ほどもちょっと申し上げましたけれども、うちの各先生方救急病院医師になっていますのでその当直等もやっていますので 24 時間体制で在宅療養の関係でできるかというのはちょっと厳しい部分があると思います。その中で先ほど申し上げましたけれども医者の確保だとか看護師の体制だとかそういう体制を整備した中でこういう在宅支援療養化についても院長初め各先生方の協議が必要だと思いますので、現状ですすぐできるかとなると厳しいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。これが最後になります。町長が軸になっていかなければいけないというふうには私は考えていますので何点か伺っていきたいと思います。

今後市町村がこのケアシステムを進めていくためには軸足が必要になってくるということなのです。その軸足は私は町長だと思っています。町が医師との話し合いをまずきちんとする。今病院事務長がいろいろおっしゃいました。課題もいっぱいあります。そういったことを含めてまず医師との話し合いが第一歩だと思うのです。その中で町と医師が主催で多職種連携研修をもう実施しているところがあるのです。この連携研修をすることでお互いの専門性を理解し医師も在宅に積極的になれたという報告があります。そういったことを含めて研修の実施これが必要であると。これを指揮とっていくのは首長だということです。

それともう 1 つは医師や看護師、歯科医師、薬剤師、介護従事者などの多職種の地域ネットワークの構築が必要であるというふうにいわれています。特に薬剤師なんかは薬の誤飲が大変あります。今薬剤師の在宅訪問がかなりふえています。それはやっぱり安心・安全につながると思いますのでそういったことも含めて連携をしなければならない・医師や看護師、この方には薬剤師が必要だとかリハビリの方が必要だとか介護もうちょっと手を伸ばしてほしいとかそういった連携ができる地域ネットワーク。介護認定をするときは病院長を中心に各担当課でやっています。包括支援センターを中心に。ただそういう包括ケアシステムを進めていくためにネットワークが必要だと。これは全国的に研究をして地元の各地域の声を聞いて何が必要かということによってこういったことをやっているところを全部吸い上げて出た結論なのです。先ほどからいっていま



すように最高責任者は町長だということなのです。前の質問のときもそういうふうに町長おっしゃいました。そういうことで今後の取り組みを含めて地域包括ケアシステムが本当に25年にはスムーズにもう流れがいつているというような体制づくり、これは病院も本当に中心になっていかなければならないというふうに思っているのですが人材育成も大事になってきます。そういうことを含めてお考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 25年に向けての地域包括ケアシステムの構築なのですが、今議員おっしゃるとおりにこれは3連携もそうなのですが医療だけ福祉関係だけという形には構築できないものですから、今いわれた研修の実地等々も含めましてこれから構築に向けて進めていきたいというふうに考えております。また今薬剤師の話もありました地域の話もありました本当に3連携と違うところは国が示す超高齢化社会に向けてもっともっと予防も含めて高齢者や弱者のために地域で支える構築だと思っていますので、この辺は連携とネットワークを今まで以上に密にしていかなければならないと思いますし、国が示す地域包括ケアシステムの仕組みとその地域、地域の事情にあったものもつくっていかなければならないと思いますので、その意味で研修とかが必要だということだと思っていますので、この辺はしっかり考えていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午前 11時04分

---

再 開 午前 11時14分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。2項目めに入ります。人口減少における自治体の役割と少子化対策について。

1点目、人口減少問題。放置すると市町村が消滅すると試算されて強い危機感を持って対応しなければならないとしているが白老町はどう推計され大きな問題点、課題をどうとらえているか伺います。

2点目、地域課題について話し合う東胆振ブロック胆振地域づくり連携会議において人口減少問題について意見交換を町長はされておりますけれども、白老町長として今後の考え方と国、道、広域連携を含めて方向性について伺いたいと思います。

3点目、少子化対策に取り組んできているが町長公約の中学3年生までの医療費無料化対策で第5次総合計画実施計画の中に27年度より実施としていますが、私は以前の質問の際に財源のことも考え予算の許せる範囲で何が検討すると答えていらっしゃるけれどもどういった事業になるのか伺いたいと思います。

4点目、人口減少対策の中で全道における合計特殊出生率が厚生労働省により公表され、白老町は1.27と東胆振と日高の全市町村で最も低いとされていますが原因と今後の対応の考え方について伺います。

5点目、結婚をしない若者が多くなっているということで各団体で婚活事業が実施されておりますがその効果をどのように捉えているのか、課題は何かを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 人口減少における自治体役割と少子化対策についてのご質問であります。

1 項目めの人口減少問題に対する推計・問題点・課題についてであります。国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に推計した地域別将来推計人口によると白老町の 52 年の推計人口は 1 万 748 人、22 年の人口 1 万 9,376 人と比較すると 8,628 人の減となっておりますが、ことし 5 月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した全国市区町村別の将来推計人口によると 20 歳代から 30 歳代の女性が 22 年から 52 年にかけて半減する市町村を消滅可能性市町村と定義している中、今後人口移動が収束しない場合は白老町の 52 年の推計人口は 9,855 人、22 年と比較すると約半数に迫る 9,521 人の減となり、また 20 歳代から 30 歳代女性の人口に関しましては 52 年には 555 人、22 年の 1,528 人から 6 割以上が減少するという推計が示されております。特に若年層の流出等による人口減少はその対策の優先されるべき課題であると認識し、雇用の創出や子育て支援策の充実・強化を図り安心して出産・子育てができる環境づくりを進めることが何よりも肝要であり、まさに人口減少問題は待ったなしの喫緊の課題として認識しているところであります。

2 項目めの胆振地域づくり連携会議での意見交換、私の考えと方向性についてであります。管内の自治体においても人口減少問題は地域の最重要課題であると認識しており各自自治体とも若年層を初めとした人口流出の抑制、流入人口の確保に向けさまざまな施策に取り組んでいるところであります。本町といたしましても各分野における環境整備が必要と認識しており特に学校教育、家庭教育などの教育分野の充実により地域の子供たちに家族やふるさとを大切にする思いを早い段階から育むことのできる環境づくりが必要であることを意見させていただきました。また中学校跡地への企業進出による新たな雇用創出を初め現在生じている雇用のミスマッチの解消や子育て世代への定住化支援事業の推進、町内の未利用資源の 6 次産業化に向けた検討等について述べさせていただいたところであります。今後も引き続きあらゆる方策を探り人口減少に歯どめをかけることができるよう取り組んでまいります。

3 項目めの中学生医療費無料化の事業実施の見通しについてであります。子育て支援を促進するため事業実施に向けた内容や対象などの要件、人数等の状況、財源確保等について関係部署から連携し検討を進めているところでありますが、今年度から過疎地域の指定を受けたことによる過疎債等の新たな財源の活用も視野に入れ事業実施に向けてさまざまな角度から検討を進めてまいります。

4 項目めの合計特殊出生率が 1.27 と東胆振・日高圏域で最低の数値である原因と今後の対応についてであります。本町を含め多くの市町村において合計特殊出生率の低下が数値として表れているところでありますが主な要因として未婚率の増加、晩婚化による出生率低下、夫婦の出産数の低下が挙げられるものと考えており非正規雇用の増加等による所得減少に対する結婚・出産への将来的な不安、女性の社会進出増加や結婚に縛られないライフスタイルの多様化等現代におけるさまざまな要因が複合的に作用し合計特殊出生率の低下を招いていると認識しております。このような中、町としても子供を安心して産み育てることのできる環境づくりが重要であると考え妊婦の保健管理向上を目的とした一般健康診査受診票と超音波検診受診票の交付、保健師の自宅訪問による出産後の母子の健康相談対応などを初めとした支援策に取り組んでおります。

5 項目めの婚活事業実施した効果と課題についてであります。婚活事業は商工会主催事業として昨年 6 月に本町で初めて実施されたところですが、男女とも募集定員を上回るほどの参加があり大変盛況のもと現在のところ 1 組がめでたくご結婚されたと聞いております。本年度は 11 月ごろに実施することとして商工会

において現在準備を進めております。また社会福祉協議会主催事業としてはことしの2月と7月に2回開催しており、それぞれ5組と3組がカップルとして結びついたらと聞いております。このような事業は人口減少が続く本町において若年層の町内への定住も期待できる事業と捉えておりますのでより参加者の目線に立った開催をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。国は50年後に1億人程度人口構造の保持を目指して従来の枠組みにとらわれない抜本的な取り組みにより結婚・出産。育児への切れ目のない支援を行っていくとして基金を300億円積んだというふうに聞いております。第3子以降の出産・育児に重点的な支援策を講じているのでこれから今後いろいろな対策が出てくると思います。

今回答弁をお聞きしましたが検討していくということが多くて実質的にこれを実施していくというのはなかなか見受けられないと感じながら今聞いておりました。何点か伺っていきたいと思います。

今回の白老町の人口推計、大変厳しいと思って見ておりましたがけれども、この情報、推計をきちんと町民と情報を共有することが大事だといわれています。それで町がとっていく対策、何を優先させていくのか、何を自主的にやっていくのか。そのことを町民にきちんと理解してもらうためにもその推計をきちんと公開をして町民に危機的状況をお知らせして一番の理解者であり協力者になっていただくことが必要だというふうにいわれていますがその点についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまの人口の推計、将来に向けた取り組みについて町民と情報共有して取り組むべきだというご意見でございますが、町といたしましてはこれまでも人口減少・少子対策関係の事業はしてきておりますが今議員がおっしゃられたとおり町民に確かに情報が届いているかどうかという点については、今後現在行政の縦組織の中で個別にやっております事業を企画のほうといたしましては政策をそれぞれ集めて政策のパッケージ化を図って人口減少・少子対策に対する取り組みを町民に対して見える化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） ぜひ町民の理解協力を得られるようにしていただきたいと思います。

道も知事をトップにこの人口減少問題に対して人口減対策本部を設置して本年度内に指針を打ち出すというふうにしております。町長は広域連携の中で会議に出ております。私は今担当課長がおっしゃったように庁舎内それから町内の子育てにかかわっている方、好きだなといわれそうなのですがプロジェクトというか検討会議を設けて、町長がそういったところで得た情報そういったものを開示しながら地域の抱えている地域の問題をしっかりと出し合って膝詰めで今後どうするのかということをも具体的に取る必要があると私は考えております。なぜかというとならやっぱり先進的な取り組みをしたところは子供はふえているのです。この減っている中で、白老は福祉のまちと他町村からいわれていました。今ちょっとその影が薄れました。いわれなくなりました。というのはやっぱりこの数字に表れていると思います。そういうことで町長、本当に自分が得た情報それを職員とそれから関係者と膝詰めで白老町の今の抱える問題そういうことを掌握しながら手を打つということをお考えになってはいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今回の議会にもやはり少子化対策それからそれに向けた政策提言と申しますかご意見の一般質問もござります。今事例として国あるいは道の取り組み等々のお話もされました。当然自治体としての取り組みが直接的に町民にかかわるというようなことでいえば、やはり町の少子化対策としての施策が重要になってくるというふうに思います。その施策を進めるにはどういう体制で進めるかというふうなお話だと思います。例えば過去に高齢者対策ということでは高齢者対策室とかそういうような仕組みづくりもしました。ただ多岐にわたるといふようなことで1部署で全ての取り組む項目を組織の中で集約するというのはなかなか難しいと。そういう中でいえば各部署が今取り扱っているあるいは取り組むことが必要である施策はそれぞれの部署でやはり専門的にやってもらうというのが一番かというふうに申しますし、ただその単発的に縦でやるということではなくて横断的な横のつながりが大切だと。これは口でただ横断的なつながりということを書いていても進みませんので今ご質問の中でも若干ご提言がありましたプロジェクトと申しますか、内部会議と申しますかそういうものが必要になってくるかというふうに申します。ちょっと先走った答弁になりますけれどもいわゆるそういうような意味合いを含めて来年度に向けての組織体制のあり方、部署をつくるという意味の組織体制ではなくてどのような仕組みづくりが必要なのかこれも踏まえながら来年度に向けての組織体制をちょっと検討していますので、そういう中で先ほど担当課長から申していましたけれども町民に見える形で少子化対策と各部署で白老町が行っている施策を見える形でまた示していきたいというふうに申しています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。時間が余らないでちょっと端的に申していきます。少子化が進んでいる中で中三までの医療費の無料化これは今後事業をそれぞれの関係課で相談をしながらやっていくということなのですが、私がずっと提言してきました不妊治療それから不育症の対策。子供はほしいのです。国がやっているから町がやりませんという前の答弁でした。これを日高はやっています。国のほかに町も出しています。それからえりも町が一番よかったのですが何をやっているのかと町議員に聞いたら職が安定していると。漁師と自衛隊が多くて漁師の方は収入がいいので3人、4人と子供を産んでいると。だから安定しているのだという話でした。ただ問題なのは結婚をしない人が多いのだと。今役所にも結婚しない人がいっぱいいるのだと。だから結婚しない人をどう結婚させるかこれは大きな問題の1つだというふうにいっていました。けどそこは出産手当が当たっています。1人3万円です。それから日高町は不妊治療とそのほかに出産祝い金が第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が15万円。えりも町はなぜ差をつけないのかと聞いたら子供一人一人3番目に生まれようと1番目に生まれようと平等だからと申していましたけれども、そういったことで日高町の不妊治療に出しています。それからむかわは不妊治療もやっていますし、それから中三までの医療費の無料化もやっています。それぞれがいいところは先んじて対策をとったところはいい結果が出ているということなのです。そういうことで不妊治療なのですが今晚婚化がふえています。35歳を過ぎると女性も卵子が老朽化するのだそうです。男性の精子が老朽化するのです。ですから今男性も不妊治療を受けているのです。そういったことの負担に対して町として何らかの形でできないかどうかということも含めてこの中三の医療費無料化に含めて考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　ご質問の前段でありました中学生の医療費無料化、当然この項目につきましては町長の公約事項というようなことでその実施に向けてる当初から検討していると。ただ現実問題として裏づけとなる財源が非常に厳しいというようなことで優先すべき課題の整理ということで若干遅れてきております。ただ私どももいろいろな財源の捻出方策と申しますか、財政の状況を見た中でということで手元の検討項目と申しますかこれについては先ほどもちょっと答弁でふれましたけれども実施方策の検討と申しますか、段階的にだとかどこまでだとかそういうような形で進められないのかどうかそこら辺も検討しています。検討している中で今年度当初の段階で過疎地指定というようなことでの過疎債ということもありましたので、そういうような周りの状況がちょっと変わってきている中でもやはり一番最初に考えるのは財源確保ということですからそのことを踏まえてその方向性を出していきたいというふうに思っています。

それから後段でご質問ありました個別な不妊治療等々を含めた少子化対策というのを1つの方策だと思えますけれども、各自治体の考え方の中で自治体の特質を踏まえた中で少子化対策をしていると思えます。先ほどいいました白老町として少子化対策の1項目としてそういう方々への対策と申しますか。それができるかどうかというのは今後ちょっと自分たちのほうも検討させてもらいたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君）　2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君）　流産を2回以上する人と不育症というのです。3万1,000人ずつ毎年全国でふえているのだそうです。本当にこれは治療と薬で治るのです。だからそういうことも含めて検討していただきたいというふうに思います。

それと今財政のお話を副町長されました。もちろん財政的どころも厳しいのです。ただ私先ほど町民に情報をきちんと公開をして理解をしていただけて協力者になっていただくということはスクラップ・アンド・ビルドです。集中と選択です。これをやるためにこれをやめなければならないということも出てくるはずなのです。少子化対策もずっといつてきていますけれども新たなものが余り出てこない。それは財源が厳しかったからだ。ただこれからきちんと示して絶対的に町が地域として必要だと思ったものはぜひやっていただきたい。そういう理解を町民にさせていただくために情報をきちんと公開していただきたいこのように思います。

最後になります。婚活の関係です。かなりカップルがふえているということで大変嬉しいことだというふうに思って聞いておりました。若い人にちょっとお話を聞いたら婚活に行ってもその後どうしていいかわからないというのです。あの人いいなと思っても声かけられないで帰ってきたとか、ちょっと話をしたいけどその後どうすればいいのだろうか、若い人たちもつき合いなれている人はどんどんいくと思うのですが、つき合いなれていない人との接し方がわからない人もいるということで和歌山県でこういう取り組みをしています。婚姻数が2001年より2013年には22%減ったのだそうです。そういうことで24回の出会いのイベントをやったそうです。その中で3割を超えるカップルが誕生したという成果が出ています。それではまだまだ不十分だということで和歌山県が取り組んだのは、独身男女の縁結びサポーターを募集しています。前にもいいましたけど見合い写真を持って走って歩いているおばさん・おじさん、お前この人いるけどどうだと。今はそういう話を聞いたことはありません。そういう女性なり男性なり大体60歳ぐらいがめどだそうです。そして募集をして講習をして面接をして人柄的にいいかどうか。それはいろいろ後々問題が出てくるからだそうです。そして県でちゃんと指名をする。でもボランティアなのです。その世話役の縁結びサポーター

ターをつくる。私これは大事なことかと。だから婚活やっている時にちょっと影のほうから見ていてあの2人気になるとか、わりと年いった人の目から見るとあの2人合いそうだと。私も前にちょっとお見合いにかかわったことがあります。あの2人きつと結婚するといったら本当に結婚したのです。何か変な話ですけど。だからわりと年いった目から見るとあの人たちうまくいきそうだけどモゾモゾしているということだとか、それから近所の様子を見ていてそういうふうやっていくというそういうサポーター制を今後白老町も取り入れていくことで、きつと婦人団体だとかいろいろなところに呼びかけていったりするといよいよという人が出てくるような気がするのですが、私ももう年ですけれどもそういうこともやってみたいというふうに思っていますけれども、そういった人たちを募っていくということが今後の婚活の成果を出していくためには必要ではないかということのをこれは提言だけで終わってはだめなので町としてこれからどう考えていくか伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問の前段の財源の部分、先ほど答弁に対してのご質問なのかどうかあれですけれども、今年度スタート時点で健全財政ということでプランの策定をしました。当然プランの中には今後の見通しという方策に具体的対策ということで上げさせてもらいました。これは今回だけでなく過去もプログラムの中で示したりこういう計画を立てるといふ時には当然スクラップ・アンド・ビルドということで目的が達成したもの、あるいは今後こういう方策でやるから改変するもの等々でスクラップも示した中でそういうことをやりながら必要なものビルドしていくというようなことで示してもございます。ただなかなか個別事業になりますと利害関係もありまして前に進むというのが非常に難しい部分もありますけれども、ただこの目的のためにということの中でスクラップするということを理解していただく努力も私も必要なのかというふうに思っていますので、今回4月からプランをスタートしましたがプランの中で具体的対策を示したのはその時点で対策を考えられる対策ということで示したままで、この計画期間内の中でやはり見直す事業があれば追加していった中で財源確保に努めていきたいと。これは今までの基本姿勢と変わらず今後も事業の検討といひますのはやっていきたいというふうに思っております。

それから婚活のほうですけれども答弁する部署もなかなかないのかと思いますけれども、今吉田議員のほうから過去数年前からこういう婚活活動ご質問も受けております。私の個人的な見解になりますけれども、なかなかその当時行政が直接する事業なのかどうなのかというのは思っています。これたび先ほど1問目で町長が答弁したとおり社会福祉協議会あるいは商工会が中心となってこのような事業をやっています。先ほどのご質問の中にもありましたけれども事業を開けばいいというのが目的ではなくて、やはりカップルになっていただいて結婚していただくというのが目的ですから、その後のフォローといひますかどういふコーディネートしていか、あるいはサポートしていくかというのが大事になってくるというふうに思っています。まだ婚活の事業もこの1、2年の事業なものですからもう少し期待を込めた中での取り組みといひますか、それについては主催者側にも行政としての立場の中で今のご意見を踏まえた中でお話もさせていただきますし、主催者側もいろいろ経過を見た中で検討していくというふうに思っています。ご質問の中で昔の形態として世話焼きおばさんみたいな、確かに人におせっかいされるのが嫌がるというような時代になってきましたのでなかなか難しい面はございますけれども、1つの制度の中でそういうようなことが取り組めないのかどうなのか検討の余地はあるというふうには思っています。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 企画のほうではこの婚活事業につきまして今副町長がご答弁申しあげましたように商工会ですとか社会福祉協議会のほうで婚活事業を実施されているということで、全国的に最近婚活事業を行う事例がふえていましてそれはやはり民間事業が中心になってやるもの、中には行政が中心になってやっているところもございました。その中で私が見たのは岩手県一関市の例なのですが、一関市人口 12 万人ぐらいいるのですけれども縁結び支援事業と申しましてめぐり合いサポート事業、いわゆるサポートセンターで登録するという形です。それから縁結び支援員事業。支援員を登録して実際に活動していただくと。それから 3 つ目にハッピーブライダル応援事業というのがあって、これはいわゆる結婚祝い金を出すと。なおかつ市内の式場で結婚式を挙げるとさらに加算されるというような取り組みを行っております。一関市は 15 名支援員を募集したのですが現在登録者 13 人の支援員で活動を行っているということもございました。副町長のご答弁にもありましたように行政が主体となってやるか民間が主体でやるかという検討は進んでおりませんので、今後婚活を開催している団体等と協議をして婚活に対するサービスをどのように進めていくかを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 先進地の事例も見ながら本当に白老町で結婚して子供を産んでくれる若者がふえていくように願って質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2 番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

---

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） 一般質問を継続します。1 問目までは行いたいと思います。

4 番、大淵紀夫議員、登壇願います。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、日本共産党、大淵紀夫です。私は町長に 1 点、町財政についてお伺いいたします。

財政健全化プランがことしの 3 月に策定され 7 年間のスタートを切りましたが、このプランがどう進行し現状がどう変化しているのか多くの町民の皆様が注目をしているところであります。また議会として議員としてのチェック機能がどう作用しているかこれが問われているところでありますがその視点からお伺いをしたいと思います。

各財政指標とそこから見えるまちの方向（現状や変化の状況、今後の方向・見方）についてお伺いをいたします。財政健全化の指標、経常収支比率、財政力指数、ラスパイレス指数、その他参考になる指数がありましたらそのことも含めてお尋ねをいたします。

次に公会計。複式簿記のことですけれども公会計導入の検討状況と国からの指導を含めた指導と役場内での対応状況についてお伺いをいたします。

3 点目に財政健全化プラン第 6 章今後の課題について伺います。3 課題の取り組みの状況について。特に各種公共施設、土木施設の改修等については民族共生の象徴空間にかかわる周辺整備と深い関係があると思っておりますがここをどのように捉えているか。各種基金の整理統合、ライフサイクルコストの明確化と将来負担に備えた財政システムの構築については期限を切った取り組みが非常に必要だというふうに考えるわけで

すけれどもその点どう考えていらっしゃるか。

4点目に財政健全化プラン第4章具体的な健全化対策について。現状での問題点は何か、また進捗状況はどうなっているか。

最後に財政調整基金の現状と今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政についてのご質問であります。1項目めの各種財政指標の状況などについてであります。平成25年度決算における財政健全化法に基づく財政健全化判断比率についてであります。自主実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については発生しておりません。自主実質公債費比率は21.6%となっており前年対比0.8ポイントの増、将来負担比率については190.3%と前年対比7.4ポイントの減となっております。その他の財政指標については財政力指数が前年と同じ0.36、経常収支比率が給与削減や公債費の減少により前年対比8.5ポイントの減少の90.8%となっております。また地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数については25年4月1日現在で98.8であり、給与削減の影響により前年対比7.8ポイントの大幅な減少となっております。これら指標が主なものと捉えておりますが財政状況は若干ではありますが改善傾向になっており今後とも健全化プランを着実に推進してまいりたいと考えております。

2項目めの新たな公会計制度への対応状況などについてであります。地方公共団体等の財務書類等多くの団体で決算統計データを活用した総務省方式改訂モデルを用いて策定していますが、今後は統一的な基準で新たな公会計を整備促進することとされております。具体的には統一的な発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の導入により団体間での比較可能性を確保することとされており、来年1月頃にはマニュアルが国から示され原則として27年度から29年度までの3年間で新たな公会計制度へ移行することとされております。特に固定資産台帳の整備に関しては各部署で管理している試算データを固定資産台帳に一元的に取りまとめたり固定資産管理の状態を把握する必要があることから庁内体制の整備が必須とされております。このことから新たな公会計制度への移行に際してはインフラを含む固定資産台帳の整備に相当の業務量も想定されることから庁内体制の整備も含め対応してまいりたいと考えております。

3項目めの財政健全化プランにおける今後の課題についてであります。各種公共施設・土木施設の改修については本年4月に国から公共施設等の全体状況を把握し長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するために公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があったところであります。本町においては28年度までに計画を策定することとしており計画に基づく改修費用や実施年度については財政健全化プランとの整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。2020年度開設予定の民族共生の象徴空間整備に係る周辺整備については財政健全化プランの計画期間内の実施になるものと考えておりますが、国への情報収集を行いながら周辺整備の事業計画を定め財政健全化プランに影響が出ない範囲で進めてまいります。また各種基金の整理統合につきましては現在検討を進めており今年度中に議会へ提案したいと考えております。なおライフサイクルコストの明確化と将来負担に備えた財政システムの構築については、現在の財政状況では将来負担に備えた財源積み立てが非常に困難であります。今後とも制度の構築に向けた検討を続けてまいりたいと考えております。

4項目めの財政健全化プランの具体的な健全化対策についてであります。財政健全化プランはスタートし



て間もないことから現段階において全般的な課題や進捗状況をお示しすることは困難であります、プランに掲げた歳入確保、歳出削減、特別会計・企業会計の健全化などの具体的な健全化対策については現在職員が一丸となって取り組んでいるところであります。

5項目めの財政調整基金の現状と今後の考え方についてであります。25年度末残高は1億4,146万円に25年度繰越金1億3,414万円のうち8,000万円を積み立てたことから現在2億2,146万円の保有額になっており、このままで推移すると26年度末において財政健全化プランに掲げた目標値を1億円上回る残高が見込まれます。財政調整基金は今後ともプランの計画積立額である4億5,100万円を確実に積み立てて、さらに財政状況を勘案して積み増しをしてみたいと考えております。

○議長（山本浩平君）　ここで暫時、休憩をいたします。

休　　憩　　午前　11時52分

---

再　　開　　午後　0時59分

○議長（山本浩平君）　それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番　大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君）　4番大淵です。最初に実質公債費率の関係で若干お尋ねをしたいのですが、プランの上では28年度に18.1となるとこういうふうになっております。公債費負担適正化計画では29年度に18%未満になるとこういうふうになっているわけですが、もし28年度中に17%台にするとしたら起債の繰上償還を幾らぐらいすれば17%台になるかまず伺います。

○議長（山本浩平君）　安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）　実質公債比率の関係でございますけれども、今年度も実は昨年度より上がっておりますけれども要因を見ますと下水道会計の繰出金が増加したことによる分子上の増、分母では標準財政規模がわずかながら上がっておりましてその関係と3年間の平均を取るために上がっている数字でございますけれども、質問のとおりこのままいくと健全化プランでいくと29年度18%か17%かわっていくのですが、大まかですけれども2,3,000万円ぐらいの繰上償還をすればこの数字になってまいるのではないかと思います、分母も当然下がっていくと思われまのでその観点からいうと一概に金額幾らだからこれだけというのは大まかな数字として2,3,000万円ではないかという捉えをしております。

○議長（山本浩平君）　4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）　4番、大淵です。プラン実施後の財政見通しによりますと28年度の財調の残高は2億2,300万円とこういうふうになっています。これ以上が上積みができた場合、理論的には高金利起債の繰上償還をすべきと私は考えております。余剰金という表現が正しいかどうかは別にしまして余剰金が出た際プランに対する基本的な考え方をお尋ねしたいと思っております。

○議長（山本浩平君）　安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）　大淵議員の質問の最後の5項目めの財政調整基金の今後の考え方ということで町長のほうから答弁させていただいておりますけれども、新たな26年からスタートした健

全化プランの目標数値では今年度見込みでございますけれども答弁したとおり1億円ぐらいの上乗せということで目標値より増加している状況でございます。答弁したとおりまずは計画目標の4億5,100万円これは最終年度の目標値になっておりますけれどもそれをまずクリアするというのが大前提でありまして、その後も答弁では積み増しをしていくというような答弁をさせていただきましたけれども、どれだけあればいいかという部分もありますけれども標準財政規模の5%以上10%ぐらいが標準的なものと捉えておりますけれども、まずはその範囲内で積み込みながら余裕があった段階で大淵議員がおっしゃられる繰上償還も財源に余裕があれば、できる状況になれば検討はできるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然病院の建てかえ等を考えるときに極力起債の残高を減少させると、プランの範囲内で毎年細かく実施すると、私はそれが前回の教訓だと思っているわけです。今の答弁ですと7年後の4億5,100万円以上積めたときにそれ以上になった場合に考えるというような表現に聞こえたのだけど、この計画というのは毎年の計画なのです。ですから26年度は1億800万円なのです。それが猶予分ができたということで4億5,000万円まで持つということ自体が計画は一体何なのかということになると私は思うのです。ですから今一番大切なのは、そして前回の財政の教訓からいうと何が大切かということと起債を減らすということです。これが町民に見える最大の手立てだと私は思っています。そういうことからいうとやっぱり毎年の計画、ピタッと1億800万円以外全部積みなさいとかそんなことはいいません。ただ少なくとも4億5,000万円を超さなければ起債償還に回さないのだという考え方は私は違うと思うのだけどうですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 健全化プランの中で毎年度の余剰金の積み立てをこういう計画でつくっておりますけれども、やはり今後プランどおりにいけばよろしいのでしょうかけれども2年後、3年後もしくは直近でいえば27年度は評価替えもございまして計画どおりの税収になればいいのですけれども、それがまたさらに落ち込みということになりますと目標値は上回っていてもそういうことでまた財源補てんをしていかなければいけないということも十分可能性としては過去を見ると出てきますので、そういう面では1年1年計画より上回ればという考え方もありますけれども、それは時々の財政状況を見ながらまず目標値を達成しながらその後の収支状況を見ながら検討していかないとその段階でできるできないというのはなかなか将来的な収入、支出を見極めていくことが3年後を見るといっても状況変化がありますので、見込めない状況がございますので財政の立場としてはまずはそこを達成していきたいという考えはあります。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。理解できないことではございません。ただ前回の間違いとか改善をしなければいけなくなったというそのところは何かだったのかということが私は原点にあるものだから。財調のところでもう一度聞きます。

ちょっと変えます。財政力指数が下がるという状況です。一貫して下がってきています。地方税の収入能力が下がっていますから財政力指数が下がるのは当たり前です。もうちょっと下がっているのかと思ったけどラスパイレスは現在思ったより下がっていません。ラスパイレスは現在の職員の皆様の給与カットをし

ている段階で下がるのは当たり前でこれは正常とは全く私は思っておりません。経常収支比率は給与を戻すと当然悪くなるのははっきりしています。今の状況で見るとはっきりしています。収入増をふやすということは今の状況ではなかなか難しいと。そうであれば、もちろん今の課長の答弁で一定の理解はできますけれども、やっぱり起債の総額を減らすということをししないと経常収支比率を好転させることはできないと私自身は思っているのです。ですから今はそれぞれの指標の中で考えたときにやはり私はトータルとして考えたときに将来給与を戻すということも含めて考えたときに、起債の総額をどれだけ減らせるかということが最も大切だと思うのですけれどもその見解はどうですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問ですけれども大淵議員のおっしゃるとおり私の立場としてはやはり公債費をいかに落としていくということが一番課題で、それを落とせば歳出の中の占める割合も 17%、18%ぐらい占めていますからその割合が下がることによって弾力性のある財政、経常収支もことしは 90 点幾らと出ていますけれども当然これは給与削減をしている公債費が若干下がった部分の影響でございまして、臨時事業費に振り向ける財源が若干でありますけど出てくるというのはこの数字が物語っておりますけれども、トータルして考えるとやはり公債費をいかに下げていくかというのが課題でそれを収支の余剰金をもってという考え方は私も大賛成で、できることであればそういうことはやっていきたいと考えますけれども将来の今後に必要な財源をどのように持っていくかというのが過去の例からいいますとある程度持っていないと対応できないということがありますので、そこを見極めながら財政的な繰上償還もできる状況であれば少しでもしていきたいというのは考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。現状で今もいったように収入を大幅にふやすということはなかなか考えづらい状況であります。答弁にもあったように税収だって来年落ちるかもしれないということですから。ということは起債を大幅に減らすことができれば当然経常収支比率を下げるができる。もう 1 つは大きな政策転換がなければやっぱりこれは難しいと。1 つは病院がああいう形で存続という形になりましたけれども、例えば港の工事の関係等々含めて我々が主張してきたのですけれどもそういうことも含めて考えなくてはいけないと思っています。それで以前は都道府県は経常収支比率が 80、それから市町村は 75 以下が望ましいという指標だったのでですけど現状が非常に高くなっている。道もすごく高いです。そういう状況でいうと今この経常収支比率に対する全国的な見方というのはどのような状況ですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今のご質問、経常収益率の考え方ですけれども弾力性のある使い道があるというのはやっぱり 75%以下がめどとしていわれている数字でございまして、それが上がっていくことによって弾力性がなくなって経常一般財源だけがそちらに振り向けられて臨時事業に持っていく財源がなくなるというような状況でございまして、家庭も同じような状況でもらってくる給料の中で家計費をやりくりしてその他のローンはその中で払えばいいのですけれども家計費だけで使ってしまうとそちらのほうまで振り向かないということですから、いかに 70%台に持っていくというのが理想ですけれども、まだまだうちも 90 台で弾力性がない状況でございまして、そこを事務事業の見直し等もさらにまた行っていくながら経常経費を下げる、また新たな財源、ふるさと納税とかもございましてこういうものを期待し

ながら確保していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。その点はわかりました。

次に公会計の導入の最大のメリットこれは何と考えていますか。転換していくことによって、先ほど町長の答弁にもありましたけれども担当課への負担ここがどのような状況になるというふうに押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 公会計で現状では現金主義ということで行っておりますけれども町長からの答弁のとおり27年度から29年度の間には今度は発生主義、複式簿記という会計に移行しなければいけない。その準備が本年度より固定資産税台帳をまずは整備しなければいけないということでその整備を行います。まず複式簿記をやることによってさまざまな効果というのは従来からいわれているとおり、コストだとか事業評価だとかはっきり指標の中で見えてくると。貸借対照表、損益計算書の中で見えてきますということがメリットかと思われま。また職員も今までずっと現金主義でやってきたのを今度は複式簿記という感じで仕分けをしないといけないものですから、なかなかできない会計に移行していく中では今後期間がございますので、過去にも監査委員から研修を受けていましてやっているとおり今後もそういう研修機会を多くして水道会計とか病院会計のようなノウハウを持った職員もいますからその方を中心にして職員の教育も進めていって対応できるような準備はしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。複雑になることによってよりわかりづらくなるということも考えられるのです。何をいいたいかというと町民が目で見えてわかるような様式がとても大切だと。もちろん複式簿記になれている方々はわかるのだけれども、そうでない方々はより今度単純でなくなりますから逆にいうと。見方が見られなくなってしまうということもあるのです。そういうこととあとこの切りかえ費用というのは国で全部みてやってくれるのかどうか。本当に交付税なり補助金なりきちんとした形で国の指導の中でこういう経費は全部国が見てやるのですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず答弁させていただいた中でも記載しているとおり今年中に固定資産台帳を、これは全国統一的なものをしようということで国のほうから指示がございましてこのマニュアル的なものがきます。それと一部ソフト、パソコンで行うものも通知されまして、それに伴ってまず統一的な台帳つくるといこととその後複式簿記に移行していくこととなりますけれども、現段階では複式簿記に移行する国からの支援というのは現状ではまだ見えてこないのですけれども、ある程度全国的な流れの中では交付税に措置されるのか普通交付税に措置されるのかその辺はまだ現段階では状況は私どもには通知されていないのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。これはやっぱり国の動向はきちんと全国町村会なりどこかを含めて要求をきちんとしないとだめだと思うのです。そうでないとこれを地方自治体がかぶってやるということには全然なるような仕掛けのものではないと思うのです。統一規格だけ出して金は自分たちで払いなさい

なんてそのようなことにはならないはずですから、1つはその運動が必要ではないかということと、固定資産台帳をつくるということは一般的な複式簿記の固定資産台帳との違いがどこにあるのかということ。それは当然どうしても使わなければだめなものがあるというのはわかるのだけど、固定資産とそうでないものの価値判断。要するに価値を見出せるもの。それと絶対道路なんかは廃目にしない限り売れないわけですからそういうところの仕分けなんかもきちんとされた上で一般複式簿記と全く違うような形での台帳づくりになるのかどうか。そうするとまた複雑になると思うのだけれどもそういう金銭的なものをきちんとやっぱりしかるべきところで運動して国に要求していくべきだと思うのだけどうですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず公会計システムにする場合の財政支援ですけれども今後何らかの形でそれは要望していきたいと考えております。

また固定資産税台帳については議員おっしゃるとおりどういう評価の仕方をするかというのが今後についての通知がされております。道路にしても建物にしても現状公共施設というのは評価をしていませんのでどういう評価をするということで統一的な基準が今国のほうから示された中で評価をして台帳価格を設定していくと。資産価値はどのぐらいあるかというものを国のほうから今年度中に通知されるものと考えております。それを整備してまず資産の部分をしっかり把握して行っていくというのが今回の国からの通知でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 次に移ります。6月会議でも質問したのですが今回の健全化プランの中では大きな課題は当然健全化を1年あるいは2年短縮できるかどうかということだと思っております。そんな簡単にはいきませんが、それに大きな政策転換ということがプラスになりプランどおりの考え方で進められるかどうか。町立病院の問題は町民の大きな運動と院長初め病院関係者の多大な努力によって町理事者の大英断に至ったと。これから大変なことがたくさんあるとは思いますが、あとはやっぱり費用対効果の上で前回の議会でも質問をしましたが白老港第3商港区への投資の中止。もう1つはここが非常に大きいと思っているのは民族共生の象徴空間に対する周辺整備のプラン。計画財源の中でやり上げることが私は今の段階では最も大切だと思っております。ですから具体的には平成31年の2億円強の起債発行枠内で周辺整備をします。基本的にはそういうことでもいいかどうか。プランやるためにはここをやらない限りいかないわけですから。そうでないと短縮もできないと思っております。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問でございますけれども、まず3項目めで答弁させていただきました公共施設等の総合管理計画も国のほうから通知がございましてこれも整備、これは当然先ほどいった固定資産台帳の前提として進めていく、そして将来係る負担を平準化するというような目的もございまして行うものでございます。これも結構ボリュームがございまして答弁のとおり28年度ぐらいいまでは整備を整えていきたいと考えております。その中でこのプランの課題でもあります公共施設の今後の改修費用と大淵議員がいった象徴空間の整備をどのように行っていくかというのが本日の課題でございまして、このプランで計上したその範囲にできるかという状況を現段階でどうだというのはなかなか申し添えるのが難しい現状でございまして、この公共施設の施設計画の将来の財源と答弁させていただいてると

おり象徴空間の整備計画がどのような形になっていって財源とすり合わせしてもっていくかということで2億円の中でやれば十分だと思いますけれども、そこをまだ見えていない部分がございますので考え方としてはその範囲で進めるのが妥当かと思われましても、その中で入るかどうかなどというのはまだ現状の中では周辺整備がどの程度かかるかというのが計画上まだ定まっていないうことをご承知いただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。前回の財政危機の状況を脱し切れなかったという大きな要因の1つとしてプランをどう見てどうそれを実行するかというあたりがやっぱり非常の大きいと思うのです。ですからここを揺るがせにするといったらおかしいけれどもそこを守り切れるかどうかということだと思ひのです。これはこの後質問しようと思ひていたことで先になってしまったのだけれど、ですから私は公債費を減らすということに今は全力を挙げるべきだろうと。このことが白老町の財政再建にとってはどうしても必要だと。いろいろなことが起こってきます。だけれどやっぱりプランの若干の変更があったとしても1年でも2年の早くプランを終わらせるためには何が必要かといったら公債費を減らすことなのです。私はこれしかないと思ひています。ですからこのところで例えば曖昧に31年なら31年の周辺整備が2億円ではなくて5億円もかかりますというふうになってしまったらまた元と同じようになると思ひのです。そこで私はなるべく単年度できちんと返せるものは余裕を持っていいけれど公債費を返すという姿勢が毎年毎年やる。金はあれば使いたくなるのです。実際今までの教訓はそこなのです。使ってしまったのだから実際に。だからこうなつたのです。そこを本当に財政規律を守るといふことはプランどおりにやれるかどうかなのです。そこら辺どうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 過去の教訓といひますか取り扱いとしてを鑑みたときの今の大淵議員さんのご指摘それについては、後年度どうなるかといふことでいけばやっぱり借金をその時に余剰とはいひませんけれども返せる余力があるときに返すといふのは、手法としては先ほど担当課長もいひましたけれどもそうなのかといふふうな考え方は持っています。ただ先ほどいひましたとおひり、プランの中でも今後の課題で示したとおひり、いわゆる不確定要素といひますかプランに反映していない数字がまだあると。当然それは未定の話ではなくて確実にくるだろうといふ思ひの中で大きな課題ですといふふうには押さえています。といふことはやはり余剰として出たときに公債費を減らして後年度負担を減らすと。そういうプランで示した数字も確実にクリアしていくといふことが基本的なスタンスだとは思ひますけれども、先ほどいひましたとおひり1つのプランで出した数値といひますかそこら辺がある程度クリアしているのであれば財調に積むといふことも1つの方策としては大事なことだといふふうには思ひています。そういう中でまちづくりといふふうには考えたときに今やはり象徴空間の周辺整備が当然出てくると。これはプランの中でも歳出の経費の中にはある程度見込み金額といふか掴み金額ですけれども最初の増のところには入れていますけれどもこれすらまだ不確定な数字でござひます。今活性化推進会議をやっている中でまだまだ方向性といひますか具体的な計画といふのはまだまだ出てきていませんけれども、漠然として考えればやはり温泉のこともあるでしょうし、それから周辺のお土産屋といひますかそういうことの整備もあるでしょうし、いかに来ていただいた方の滞在時間を延ばすといふことの方策としてはいろいろなことが考えられると思ひています。それは私どもの位置づけ

としては大きな白老のまちづくり、これからのまちづくりに大きな起因になるというふうに思っていますのでそこにどの程度の事業をかけられるか。これもやはりまちづくりの中では大きな要素になってくるというふうに思っています。何度かのご質問等々の中で私も答えているのはどこに軸足を置くかということは何度もいっています。やはりプランで計画立てたことの数値は守っていくと軸足はそこに置きます。ただ一方では一歩前へということであれば両足を揃えるのではなくて1つ片足を前に上げることであれば事業経費も必要だろうというふうに思いますので、非常に漠然とした答えになりますけれどもまちづくりという視点でいえば象徴空間の整備というのが大きな要素になると思いますのでそれはそれで町の理事者という立場でいえば、まちづくりにはそこを力を入れていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。重々今のことは言葉としては理解できます。ただ私が今いっているのは何かというと、そういう考えが今までの計画の中でどういう役割を果たしたかということなのです。全てとはいいません。この計画がこのまま全部やらなければだめだとかそのような固定した考えも私は持っていません。ただ議会と町のせめぎ合いは何だったか。あの事業がやっぱり失敗だった、だから財政こうなったのだ、あそこで政策判断が間違ったからこうなったのだという議論がされています。その反省の上に立って今回のプランがつくられたわけです。ですからこれがオンリー、全てだなんて私はいいません。もちろん今の副町長のような考え方があるというのは十分理解できます。しかしそのことが例えば拡大することによって前回と同じようなことが事実起こるのです。そのせめぎ合いで町と議会がどういうふうなやりとりをしてきたか。財政規律をどこに求め余剰財源ができたときに何をどう処置したかということが一番大切な部分なのです。ですから私ももちろん前回半分職員の給料を戻すこと、町民に300円の下水道料金を還元すること全部賛成しました。私も提案しました。しかしそれが違ったとしたら今やっぱり同じ轍を踏んではいけないのです。ですから計画というのはあるわけです。その視点が誤ってしまうとだめですから。ある金は使いたくなるのです。象徴的空間が来るということになるのです。ですから財政規律の上からいけば例えば4億円なくても3億円になった段階で1億円なら1億円でもいいから返すと。そして18%を割るのを1年でも早めると。そういう視点が片方ないと財調に積むということはそういうふうになる可能性がかなり高いというふうに私は思うものだから、議会とのせめぎ合いではそこが一番重要なところだと思っていますけどどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問もそれから前のご質問もずっと関連してきています。私のほうも先ほどの答弁は財政がない考え方ということでお示したので、そういう考え方の中で今大淵議員がご質問をした項目の中の基本的な考え方これについては私どももやっぱりそのとおりでというふうに思っています。計画を立てたときの基本方針、その目標これについては手法はどうあれそういう形でもっていくのだという目標はやはり財政規律を守っていかなければならないというふうに思っています。

前回あるいは前々回の仕方、やり方それが果たしてどうだったのかという検証を含めて、ちょっとよかった、それではちょっと戻すかとかそれをやると規律がなくなってしまう。そのことが果たして、そのときそのときの考え方はあるのでしょうかけれども数年後にはその答えが出てくるというようなことですから、私どもも今ご指摘のとおり過去の手法を踏まえた中でのこれからのプランの進行の考え方はしっかり持っていき

たいというふうに思っています。重複しますけれども先ほどもいいましたようにどこに軸足を置いて基本的な考え方をどこで持つかというようなことであれば、やはり基本方針で示した目標をクリアするというようなことをまず第一に考える。

ただこういいながらもやはりある金は使いたくなるではないですけども、まちを発展をさせていくという考え方の中ではそういう余剰とはいいませんけれども、そこに必死の思いでかけるということも、町長の代弁をしますと政治家としてまちを守るという立場、まちを発展させるという立場でいえばそこも大事な要素になってくるというふうに思っています。

若干具体性がない中でちぐはぐといますか相反するような答えもなっていますけれどもそこは理解していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そこはやっぱりきちんと議論しておく必要があるという部分だというふうに私は理解しています。

基金の関係でちょっと聞きますが各種基金の整理統合を今年度中にやるということですからそれはよく理解できました。ライフサイクルコストも同じなのですけれども財政健全化プランの中で今年度中にやるということなのだけプランの中で生かされないとこれは意味ないのです。特に基金の統合はこれをどう今回の健全化プランの中で生かすかということなのです。ですからそこをやるのが例えば先ほど出た病院の建てかえのときの基金の積み立てがありますけれども、そういうものも全部ひっくるめた形に今度この基金の統合ではなると私は思っていたのです。そういうふうなことを考えると目的基金は目的基金としてどれだけ残すのかわかりませんが、具体的にどう統合してどう使い勝手がよくなるように考えるか。ここが大切なのです。そうすると間口広くしなかったら意味ないのです。これは教育にしか使えませんということではやらないという意味だというふうに私は今までは理解していたのです。ですから病院のものを特別積み立てるとかではなくてその中の範囲で運用できるような形にするのかと思っていたのですけど、先ほどの答弁ではちょっとそこは明確にならなかったからそこら辺どうなのかと。繰りかえ運用はの中で一定限度やっているのだけど、これももうちょっとわかりやすくしたほうがいいのではないかと思いますのでそこら辺を含めて。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 基金の統合は本年度中に議会のほうに提案させていただいたということで町長から答弁させていただいていますけれども、考え方は当時基金を創設した際に目的としていた各種いろいろな基金がございまして、中には目標を持って金額もあるのですけれどもその目標がもうどうなのかという、もう目標を達成できない項目もございましてそういう基金を統合することによって議員おっしゃるとおり新たな財政出動、必要なところに必要な財源を入れていくという考え方も十分あります。

ただ一方には20基金ございまして細かくその目的に沿って積んできたものですから、そういう目的以外のものに使われなかったということで残高があるような基金もございましてその辺をいかにうまく統合して目的に沿ったものに財政出動していくというものの使いやすさを今後検討していきたいと考えております。

繰りかえ運用も今年度も3,000万円戻して残り2億8,000万円ございます。毎年3,000万円ずつ行ってお



りますけれどもこのままでいくとまだ9年も10年もかかるということになりますので、その部分をどう  
いうふうにしていくのか少し余裕があれば少し多くして新たな統合をした中で先ほどいった病院のほうにも  
基金として積み込んでいくのかそういう方法もさらに基金統合に関しては検討して将来に必要なものは必要  
としての財源を貯めておくということも重要な今後の財源になりますので、ここをどのように統合して統廃  
合していくかということを経験をしましてご提案申し上げたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ということは基本的には目的基金の一定部分は残すという理解  
でいいですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） この目的基金の中には指定寄附である程度を目的を定められ  
ていただいた部分もございますから、ある程度統合すると寄附をいただいた部分の目的が薄れる部分、それ  
は中でまた管理するというのもできるのですけれども、そういうこともありますからどの基金を統合して  
どういう目的でというのはやっぱり今まではある基金の目的も生かしながらいま統合できるものは統合し  
て、中にはできないものはございますけれども大きいのは庁舎管理基金です。本当に将来的に建てるのか建  
てないのかということもございましてそういうことも将来的に検討しながら、全く使ってしまうとまた積み立  
てをしないといけないという状況がございますから将来のことも考えながら検討しながら進めて統廃合に向  
けては検討して、どういう統合にするかというのは議論が必要かと思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 考え方は今担当課長がいましたけれども、補足にもなりませんけれども、担  
当部署と基金の整理統合ということにつきましてははるる協議はしているのですけれどもやはり基本的にどう  
考えるか。今財政課長がいったとおり1つには目的基金としてそういう目的で積んだのだから取り崩しなん  
てできない、ほかのものに使えない、繰りかえ運用は別にして取り崩しなんてできないということでは  
基金は残ってきたと。これが大枠でやったときに内部管理はできるけれども、先ほどの話になりますけれど  
もあるからちょっと取り崩すかというようなことになりかねないかという思いもあって、今いわれるよ  
うな整理統合あるいは言葉として基金のあり方の見直しとかそういうような中でこれは今も生きているとい  
うものは当然残す。これは統合したほうがいいというものがあるのかどうかを含めて協議しないとだめだ  
というふうに思っています。自分としては目的でもって今もその目的のためにということで基金があるので  
ならば余り大枠な統合というのは果たしてどうかというのは思うところはあります。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。一長一短があるのかというふうには思いました。ただこれ以上  
の財政危機になったときにはそれは全部取っ払われますよね。やっぱりそれぐらいの危機感を持って取り組  
むべきだというふうには思います。それは今の状況で普通のまちがどういう状況かわかりませんが、  
これを1年でも2年でも今のプランを早めて前倒ししてやり上げるというそこに全精力を傾注すべきだとい  
うふうに考えておりますのでそのことだけいっておきます。

次に具体的な健全化策の中で何点かちょっとお尋ねをしたいと思います。1つは歳入確保で町有地の売却

処分の状況なのです。今の経済情勢の中でこれが進めば全く問題ないのですけれども、非常に大変だということとはよくわかるのだけれども実際に大きく進むことができれば第三セクター債や高金利起債に直接返すことができる中身になる要素を持っているのです。ですからこの部分は今どのような状況かということだとちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 三セク債として借り入れた3つの団地、臨海部土地造成と工業団地それと土地公社の保有していた土地ですけれども、現状としては本当に今の経済状況で売れていない状況がございますけれども、まず工業団地についてはメガソーラーさんから入ってくる地代収入これは毎年560万円ほど入ってまいりますので、それは減債基金にとりあえず積んでわずかですけれども繰上償還はしていきたいと。あとこの経済情勢の中では非常に難しいですけれども売れた場合は当面は減債基金に積んである程度の額になったら繰上償還していくというような手法、過去工業団地が売れた部分はそういう手法で行ってまいりましたので今後についてもそういう状況が生まれた場合には減債基金に積み立てて繰上償還はしていきたいと考えおります。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そこはわかりました。

もう1つ。いつも聞いているのですが象徴的施設の売れる土地の問題は全然まだ見通しも何も出ませんか。3億円ぐらいとか5億円ぐらいで売れるとかという話はないのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議員のほうも当然押さえていることだと思いますが所有権としては公社の土地と。進行状況なのですが今現状で答えるほどの国との交渉には至っておりません。当然町が買い上げてというようなことの約束ですから、前の議会でもお話しとおりに国に支援を要求されるでしょうけれどもそこは売却するというような考え方の中で町としては国とは交渉していきたいと。ただ国のほうも土地の鑑定だとかそれを白老町で入れるのか、あるいは国が入れるのかそこら辺もまだ具体的なことも入っていませんし、どのような価値があるのかというのもまだ国のほうもこれからというような状況です。お話をさせてもらっていますけれどもまだ具体的にということは、来年度の予算とか何とか今概算要求していますけれどもそういう中で少しずつ出てくるかというふうに思っています。ただその予算づけも何もない中で具体的な話にはまだ至らないだろうというふうにも。相手方とのお話の中で項目出しだけはちゃんとしていますけれども具体的な話はまだ進展はしておりません。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。土地の問題わかりました。

それともう1つ歳出の部分で給与の部分なのですが、今平均9%カットしていますけれども主幹職5級の方で11%削減、主査・主任4級で8%の削減、例えば年齢が大幅に逆転して主査の方が高年齢でなったばかりの主幹の方がいらっしゃったとしたら総収入で逆転するということはないのでしょうか。民間の場合はそういうことが実際すごくあります。ですから公務員だからあつたらだめだとかそんなことをいっているのではなくて、やっぱり仕事をやるということは公務員の場合は本当に成果が物で表れる100つくったら幾

らとかという仕事ではないですから、そういうことでいうとやっぱりやる気の問題を含めて非常に大きな要素になると思うのだけどそういうことはありませんか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 給与の問題ですが今の事例でいいますと年齢が逆転するという形ですよ。主査のほうが年齢が高くて上位の者が年齢は若い。これは今の給料表を見てもわかるとおり給料は生活給も兼ねた給料ですから、今給料表は年齢を重ねるとある程度の金額になりますし、主幹に上がったとして5級に上がったとしてもこの金額よりも主幹のほうが安い。それは給与制度としてそういうような形になっています。極端に年齢が違えばやっぱり年収ベースでいっても逆転するというふうに思っています。もらう給料と職責がいわゆる課長になれば最低限のこれよりも上だという形の給与制度になっていませんのでそれは今民間の事例を挙げましたけれども公務員も同じでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 何をいいたいかというと例えばそこに残業がついた場合は主幹管理職は残業手当つきません。主幹方々以外はつく。本当にそういう給料体系、私が極端なことをいったからそうってしまったのだけど。極端な部分はあるかもしれません。一般的論でいえばそういうことはあり得ないことなのです。ですからそのことがやっぱり役場の中のやる気というのか、本当に職員の方々の力をきちんと引き出すために今必要なのはそういうことが感じさせないような仕組みシステム、それから給与の削減方法こういうことが考慮されないと主幹という方はこれから課長になりこれから伸びていく人たちです。もちろん主査もそうですけれども。そういう人たちが本当に力を出すための給料体系をどう考えるかどうつくるかというあたりが非常に今大切だと思うのだけどそこら辺はどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどご質問の中での事例というのはそれは制度の中であり得ますというお話をしました。ただ今のご質問の中で一般論として例えば同年齢でやったときに、今回の答弁で何を時期逸しているのかといわれるかもしれませんけれども、同年齢で8%、11%の差の3ポイントあるものですから実は同年齢で逆転しているケースがありました。このことにつきましてはいわゆる先ほどやる気といいますかそういう給与制度から考えると当然好ましくないというふうに思っていますので、これについては早急にということとはなかなか難しいかもしれませんが削減制度を入れたときの欠陥といいますか、ちょっと見落とした部分ということでいえばそれは働いて対価報酬としてもらうという性格からすると好ましくないと思いますので、そこは何かの形で改めていきたいというふうに思っています。

先ほど主査以下には時間外手当がついてという話でしたけれども、性格は違いますが定額給としては主幹職以上は管理職手当ということで定額もらっていますので月額で比較したら逆転しますが、あるいは定額という管理職手当を含めると逆転はしないのですけれども本給だけを比較するとやっぱり逆転しているケースがありますのでそこら辺については給与制度といいますか、もう1つ大きくいえば人事制度として余り好ましくないというふうに思います。そのことはやはり今変な風潮ではないですけども考え方として管理職に昇格を好まないという人たちもないわけではないとか降格を希望するだとかそういう形でできています。数年前まではそういうことはほとんど見受けられませんでした。ちょっと言葉はあれですけどもここ最近人事の書類を出してもらうときに降格願いとありますかそこら辺のこともないわけではなく若干

事例があるものですから、やはり人事制度そのものが魅力がなくなっているのか。人の気持ちの中で生活のできる給料をもらえば余り責任を取りたくない、そういうポジションにつきたくないというそういう心理が働いているのかちょっとわかりませんが、気持ちは中にはなかなか入れませんが制度として逆転しないような仕組みをつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 今答弁されましたけれどもちょっと私も意外だったのですけれども、やっぱりそこはまちの将来のためには本当に真剣になって考えなくては人材が育っていかなくなってしまうというふうに思うのです。これは準備は何もしていない中でいっているからうまくいえませんが、やっぱりこれは白老町の将来にとってまた役場の将来にとって地方公務員の将来にとってとても大変だと。もちろん風潮としてそういうものが若干はあるのかもしれませんが、しかし支えているものが何なのか。生産労働と役場の職員が行う仕事は全く違うものです。これは生産性が見えるものではないわけですから。しかしまちの将来を担っているのはその部分がかかなり大きくなっているということも事実なのです。これ以上うまくいえないのだけどやっぱりきちんと考えてぜひやっていくべきだというふうに思います。

公共施設の統廃合の進捗状況についてなのですけれども先ほどもちょっとお話がありました。社台公民館を今回壊すというようなことが確か出たと思うのですけれども、公共施設をどう統合するかということはただ単に残った土地を売るだとかということではなくてランニングコスト含めて非常に大きなメリットがあると。これはやっぱり一定限度、全部ではないですけど人口の減少を含めた形の中でそういうものをきちんと統廃合してランニングコストやそういうものを軽減してくる。前回いいましたから同じことはいいませんけれども。それで答弁書の中にありましたけれども公共施設等総合管理計画の策定これは2分の1国が見るといってこれはつくるということでは先ほど答弁ございました。この後この計画に基づく施設除却については地方債の特例措置地方債発行充当率 75%これも認めるということになっているのです。過疎債がどんなふうにして作用するのかよくわかりませんが具体的に公共施設の管理計画を先ほどいった固定資産やるときに含めてきちんとやっていった中では除却計画までも長いスパンでもいいですけどつくるということになりますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 先ほど町長の答弁でもしたとおり 28年度までつくる計画でございまして、その中では今地域の公共施設、地域の会館等も含めて議論させていただいていますのでそこに統廃合ということで、もしくはそういう状況の中で将来的に使えないということは除却も含めて計画に入れて、その除却の費用も起債になっておりますからそういう財源を利用して今後の計画の中でまとめて改修もつくる、除却についてもある程度その中で、そしてコストを落としていく維持管理経費を落としていくというような形でプランとの中で整合性を取りながらまた財源については検討していかなければいけないと考えておりますので、そういう中ではトータルで考えて計画作成をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。公共施設の問題についてはそういう形で進めるのであれば結構でございます。

もう1つ簡単にバイオマス施設の現状。計画のちょっと前に出た資料がございませうけれどもその中でいっている余剰生成物の処理量だとか燃料ごみの量だとか、それから今の状況また余剰生成物の劣化の問題、今どこにあるものを使っているのか。計画によると年間500トンぐらいの余剰生成物で1,800トンつくって売るといような中身になっていると思うのですけれども現状はどういう状況ですか。そこをちょっと今いったことだけ。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それでは燃料化施設の状況ということでご説明いたします。まず生産量でご説明させていただきますけれども8月末までの生産量です。固形燃料につきましては約500トン生産しています。ただ8月末までの目標としていた生産量が800トンなので300トンほど減という状況になっております。この減の原因なのですけれども成形機が1台故障しましてそれを修理するのに時間を要しているということが原因です。成形機のスクリュウの軸の部分が破損しましてそれを修理したと。もう1台のほうも同じ状況ということが考えられましたのでバラしてそれも確認したのですけれども状況としては同じような危険性があるということで1号機が終わってから2号機の整備をしていますので、それができ上がるのは今月中ぐらいということになりますのでずっと1台運転をしてきたという状況の中で生産についてはまだ最初目標の800トンには達していないとこういったような状況です。ここの部分につきましては2台体制になってから当然量はふえますし、それから稼働時間も延長させて1,850トンの目標は達成していきたいというふうに考えています。

それから使っている生成物の部分ですけれども年間500トンを目指しています。今現在約130トンぐらいの生成物を使っています。ただ成形が1台なので予定の量には達していないという状況です。使っている生成物につきましては施設内にあるものを使っています。そこがなくなれば環境衛生センターに保管している生成物を順次使していきたいというふうに考えています。生成物の劣化の部分なのですけれども今のところの分析をしながら使っていますけれども変化はしていません。ただこれが例えば3年後5年後どうだという部分につきましてはデータの的にはないのでお答えできないといった状況になっています。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ということは生産量は達成できるけれども町が持ち出すお金の部分で計画がございませうがそのところはどのような状況になりますか。例えばもうちょっと削れるようなことで努力していくというふうなお話もございましたけれどもそこら辺はどういうふうになっていますか。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず1,850トンにつきましてはその目標を達成していきたいというふうに考えています。その部分での収入は確保できますけれども支出に関しては今現在8月末の執行率は約30%なのです。これは成形機1台しか動いていないという部分もありますけれどもこれが2台体制になったときにはまたそれなりにお金はかかってくることで、やはり整備費が心配される部分ですけれどもエネルギーの使い方だとか効率のいい生産に努めながら支出のほうもできる限り削減していきたいというふうには考えています。今の段階では当初考えていた支出が9,000万円、収入は約1,000万円、8,000万円の持ち出しという部分について幾ら削減できるかということについてはまだ出ていませんけれどもできる限りの努力はしたいというふうに考えています。その範囲内で収めたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。

次に最後の財調の関係を何点かお尋ねをしたいと思います。1つは臨時財政対策債。今回補正財源として623万4,000円計上されていますけれども昨年度より減ったとはいっても当初予算の4億2,200万円よりはふえているわけです。結果としてそれは補正財源の留保につながったというような認識でいいかどうか。実際は臨時財政対策債は後年度100%見てもらえますよね。ということはこの分は財政的にふえた。ですから留保財源今1,088万円あるということなのですからけれどもそういう認識でいいかどうか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今議会の補正予算でご説明申し上げましたけれども臨財債については当初予算4億2,200万円に対し600万円ほど増額されて交付になりましたので、その財源につきましては今9月議会の補正財源に全額充当させていただきました。それと繰越金の1,000万円を充当させていただきましたので、財源については臨財債の部分ではもう今回限りで予算どおりの消化ということです。残りは繰越金がまだ1,000万円ほど今後の補正財源の留保財源に残っているというのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ちょっとまだ余りよくわからないと思うのですが例えば今後の特交の見通し、それから町税収入の見通し、6月議会で一定限度今回は上回るというお話がございました。その状況がどういうふうに変化しているか。

もう1つは交付税が決定をいたしました。1億22万円が前年度よりは減ったとはいえ増額されております。それは今までいわれた財調の中にはまだ入れていませんよね。ですからそういうものを全部ひっくめるとどれくらいの金額になりますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず特別交付税の関係でございますけれどもルール分は12月交付とその他の算定の部分は3月交付でことしは2億8,000万円見込んでおまして昨年より5,000万円ほど減額している状況でございますけれども、その状況はまずルール分が算定されていかなとなかなかわからない状況でございます、今どれだけ確保できるかというのは現段階ではこれを確保できるかというのは非常に難しい答弁になりますのでお答えはちょっと難しいかと思っております。

普通交付税については今議会で補正予算のときに説明させていただきますけど1億円ほどの財源を留保しております。今後それを繰越財源として来年度に繰り越すか、その他目的基金か財調に積むかというのは今後の検討が必要かと思っております。

また町税については6月にご報告申し上げたとおり現段階でも4,500万円ほど町民税と固定資産税で当初予算よりも状況的には増加していますけれども、法人町民税が見込んだ額よりもこの4月以降入ってくる状況を見るとちょっと予算を非常に厳しく割り込むのではないかと。伸びるかと思ったのですけれども伸びていない状況でございます。

それと町たばこ税も消費税が上がって非常に買い控えで4月以降減ってしまっていてちょっと予算よりも落ち込む状況。法人と町たばこ税が合わせて2,000万円ぐらい落ち込む状況の見込みが出てまいりましたので、

トータルすると 2,000 万円もしくは 3,000 万円ぐらいは町税の中では増加する見込みにはなっておりまして、その見込み額と先ほどの普通交付税を足すと 1 億 2,300 万円は留保財源として今確実に年度末まで持つていける財源かと思っております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。なかなか税は動きますのは厳しいというのはよくわかります。今の状況でいけば留保財源含めていくと、今使えるという意味ではなくてトータルで 3 億 6,700 万円になるかと思いました。ふるさと納税がスタートして一定の成果を上げつつあると。私自身は随分白老町遅きに失したと私はかなり文句いっていたほうなのですが、聞きますときょうの新聞報道よりも町長の行政報告では 800 万円くらいからふえたというようなこともありまして、半分としてもこれはなかなか新しい収入の中身としてはいいかというふうに思っているのです。まちの宣伝含めてこれはなかなかいいと思っているのですが一般論でいってどれくらい見込めるように思われますか。なかなかないとは思っただけ何をいいたいかという、今の状況でいくと例えば半分だとしても結構な財源になるというふうに思うものですから、仕組みは大体報道で読みましたけれどもどんな状況なのかと。わかる範囲で。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） この制度は 9 月 1 日からスタートしまして毎日朝来てメールを開くと数がすごく来ていて毎日担当は驚いております。毎日平均すると 20 件以上という形でファクスからメールから来て全国的に都道府県津々浦々から来ておりまして、この状況が続くのであれば当初見込んだ 400 万円の半分 200 万円は間違いなく達成できるかと見込んでおります。いろいろな市町村の状況を見るとこういうのが毎日あるというような状況を聞いていますからひょっとしたらひょっとしたらぐらいの金額になっていくのかと。これはもらってみないとわかりませんので私からこれだけということはいえませんが非常にびっくりしているような金額でございますのでこのまま継続して全国の皆さんからご寄付をいただいで何とか少しでも財源にしたいとは考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。私自身は遅かったということで余りよく思っていなかったのですが、町の職員の皆さんやっぱりこういうところで本当に頑張るといふことが必要だと思うのです。これはそういう意味では非常に評価、続くかどうかは別にしてやったことについては評価できると私自身の考え方も変わるぐらい本当にそう思いました。

それで最後なのですが今回の質問の中で明らかなことは財政健全化プランは現在の状況の中では計画どおりだと。町長の答弁にもありましたように一定限度進んでいるかと思えます。財政調整基金にも計画以上の積み立てがされている状況だと。26 年度末のプランによる積立額は 1 億 800 万円。当然来年度の非常に厳しい部分があるとしたらプラスの部分は留保する必要があるというふうに思いますけれども、しかし私はやっぱり一定限度高金利起債の償還に当ててプランの 1 日も早い達成それから 28 年に 18.1、先ほどの答弁では要するに 5,000 万円返せば 18%割るわけです。18%割るといふのは 1 年早くなるわけです。18%といふのは全国的な水準として起債の制限がされる部分ですから、これは本当に全国的にいつてもはっきりいえば町としてみてもないことです。ですから私はそこを 3 億 6,000 万円なら 3 億 6,000 万円きちんと見込め

るのであれば最低でも1億は返して、そして高金利負担の起債を返すべきだと。1日も早いプランの達成を図るというのはそのことがないと前倒しができません。今までの町財政危機はそこでの決断がなかったのです。先ほどの副町長とのやりとりがありましたけれどもそれはそれで理解します。しかし2億3,000万円全部返せとはいわないから1億円ぐらいはやっぱり断固返すとそういう姿勢が全体として今までは欠如していたのではないかと。これは私の勝手ないい方かもしれませんが私はそう思います。ですから収入不足のときは全庁挙げてやるわけでしょう。役場の職員の皆さんみんなでそれを何とかしようということやるわけですね。余ったときに何もやらないで積んでおくから使ってしまうのです。自分のうちだってそうですから。ですから全部とはいわないけど本当にしつこしですけどやっぱり1億円ぐらいはきちんと返すと。そこが非常に大切だと。剰余金が出たときはプランの前倒しには充てないけれども不足が出たときは本当に全庁挙げてやるのです。ですからやっぱり職員の人件費を戻す、起債制限からの早期の離脱、病院の建てかえを始めるために、そして社会資本の整備のためにも現在の起債を早く返して前倒しで1年でも2年でも早く計画を終わらせるということ断固決断してやるべきだというふうに思うのです。まさにそのことが町民の皆様に対して財政危機の最大の判断になるし見える財政、そして普通のまちに返ると今度は確信していえるというふうになるわけです。ですからそれが見えるような形にするためにはやっぱり借金返したと、起債の制限も29年だったのが28年になったとそういうものを見せていく必要があると思うのです。私はそのためには何としても理事者の断固とした決断が今その部分では必要だと思うのですけれどもそのことをお尋ねして私の質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の大淵議員のいろいろな質問と答弁の中にもあったのでその部分は省きますが、まずことしは財政健全化プランの初年度の年ということで過去の過ちというか間違いはもう起こさないというつもりで職員一丸となって今取り組んでいるところであります。

公債費を減らすというのは本当に大事なことだと思いますしこれが1つの大きな指標になるのも私は重々理解しております。そのほかにも財政指標はたくさん項目がある中で健全化プランの32年を1年でも2年でも前倒しする指標はどこなのだと。公債費だけではないところなのでこれは財調も含めて、うちの財調はやっぱり5%から10%ぐらいの財調がなければだめで将来負担比率も全部下げていって初めて1年、2年前倒しなるわけですからここに今キャッシュがあるからといって公債費だけをやってその数字だけ減らして本当に健全化という、やっぱりバランスというものもありますし職員の給料削減が大きな部分を占めていますので借金を返すだけのために職員の給料を減らしているのかという1つの考えもありますので、公債費を減らすということに関しては同じ考えでございますが全体的なバランスを考えて健全化プランの前倒しを考えていきたいというふうに思っていますし、まずは初年度大きくは今プラスの数字が出ていますので1年、2年私は前倒しになると確信しておりますのでそれには職員と町民の皆様、議会の皆様も合わせてまだまだこれから努力をしなければならぬところを考えますときちんと将来性ができたときにまた決断をしたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、4番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。

それではここで暫時、休憩をいたします。

休 憩

午後 2時14分

---



再 開 午後 2時30分

◇ 齋藤 征 信 君

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

3番、齋藤征信議員、登壇願います。

〔3番 齋藤征信君登壇〕

○3番（齋藤征信君） 3番、共産党の齋藤でございます。きょうは町内の公共交通のあり方と学校教育のあり方2項目について質問いたしたいと思っております。

まず町内運行バスの改善について5点伺います。

1、現在運行している元気号が利用しづらくなったとの声を聞きます。不評の原因と町民の要望はどこにあるのか伺います。

2、以前の乗車利用率と最近の利用状況がどのように変化しているのか伺います。

3、新たな見直し策の進捗状況と改善の方向、改善の障害点についてどう考えているのか伺います。

4、合わせてデマンドバス導入の考え方について伺います。

5、新過疎地域指定を受けてデマンドも選択肢の1つと前に答弁をしておりましたがその後の検討状況、進捗状況について伺います。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町内運行バスの改善の方向についてのご質問であります。

1項目めの不評の原因と町民の要望についてであります。全体的に隔日運行を実施していた改正前のほうが利用しやすかったという意見が多くバスの台数をふやさずに隔日運行から毎日運行に改正したことが原因と捉えております。要望としましては地域によっては帰りの便がない。町立病院の受付時間に間に合わない。萩野鉄南地区の便がなくなった。虎杖浜地区の鉄南地区の便数が少ない。既存の路線バスとの接続が悪いなどの意見がありその改善を求める要望が多く寄せられました。

2項目めの利用状況の変化についてであります。利用者数は年々減少が続いており平成23年度は4万8,285人、前年比5,287人の減少。24年度は4万692人、前年比7,593人の減少。25年度が3万2,089人、前年比8,603人の減少となっています。今年度は7月までの利用者数は1万505人で前年比640人の減少となっています。

3項目めの見直し策の方向と改善の障害点についてであります。町民の方から寄せられたご意見や要望などを元に見直しを検討してきましたが、財政負担が大きくなることから経費の増加を抑え効果を上げるために事業者との現地確認などを行い路線の見直し策を検討し、今後は補助金の交付要件を再度協議するとともに変更申請の手続きを行う予定であります。しかし当初改正を予定していた10月からは時期は遅れることとなりますができるだけ早い時期に実施したいと考えています。

4項目めのデマンドバス導入の考え方についてであります。デマンドバスにつきましては交通弱者の移動手段として必要性が高まってきていると認識しておりますが、財政負担の増加や過去に実施した検討でも課題となった一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者の参入など導入に向けては種々の課題の解決が必要な状況であります。高齢化の進展により今後交通弱者が増加していくものと見込まれることから

白老町に適した公共交通系のあり方について引き続き検討を進めてまいります。

5項目めの過疎地指定を受けてのデマンドバス導入の検討状況についてであります。過疎地域指定を受けたことによりNPO等の地域に密着した団体が運送主体となる過疎地有償運送事業によるデマンドバスの運行も新たに手法となったことから他の手法と併せて検討してまいります。また過疎地域指定により過疎債の起債が可能となりソフト事業にも充当可能となっておりますが、過疎債については償還期間が12年と短いことから後年度の負担について慎重な検討が必要であると考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 1番と2番合わせて質問いたします。まずただいまの答弁なのですが当初の計画はバス3台だったはずだと思います。それが2台にしたこと、町民へのサービスを考慮して、そして地域をこまめに運行したこと、これでは時間がかかり過ぎて町民の不満が出てくるのはわかっていたはずですが、実施してすぐに不満が吹き出したということは当初の運営に対する読みが甘かったということになりませんか。このあたりどうでしょうか。不満が出てすぐにそれをどういうふうに対応しようとしてきたのかそのあたりを伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議員のお話のとおり当初計画では3台で運行予定で計画しておりました。財政的な負担等を考えた関係で2台に変更して以前から2台という形で運行し隔日運行を毎日運行にしたことにより町民の皆様のほうから今答弁させていただいたようないろいろなご不満ご要望等が出てまいりました。担当といたしましてはなるべくすぐという形でいろいろ考えてきたわけなのですがいろいろな経費の問題それと事業者の人員管理の問題等ありましてなかなか進んでいなかったというのが現状でございます。今回最終的な案を事業者と今やっております担当といたしましては町民の皆様からの出たご要望等やご不満そういうものについてなるべく出向いたり電話等で説明をさせていただきましたが、やはり決まったもので町民皆様からの不満というのはその場ではなかなか解決していなかったというのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ここにいろいろと不満の声がる並べてありますけれども、私たち議会の懇談会の席上でも多くの不満と要望が出されておりました。答弁を聞いていても虎杖・竹浦・萩野方面の声が多いようですけれども、私も萩野の奥のほうから何とかしてくれという声も聞いております。実際通院、買い物に西部方面から字白老までの所要時間はどのぐらいかかるようになったのか。改正前と比較してどうだったのか。

それから不満の中に接続が悪くなったというふうに書いてあるのですけれども、このフィーダー系統線を確立するというで考えていたはずでなぜ接続が悪くなったのか。もしそうであったとすればもうわかっていたはずなのに完全にこれをクリアしたわけではなかったのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず時間の関係でございます。今現在一番遠い虎杖浜から白老まで来るのに大体1時間10分前後かかっております。以前はもっと短くて50分前後だったかと思えます。はっきりした時間はちょっと申し上げられません。今時刻表を持ってきておりませんが1時間はかかっていなかった

と思っております。

あと接続が悪いというもので当初考えておりましたものについてはJR等に接続するというような形で考えておりました。路線バスにもという形で考えていたわけなのですが、JR・路線バス等につきましても時刻の変更等の関係もございまして、その中では合わなくなった部分それと町民の方からこの公共機関ではなく別な公共機関に間に合わないとかそういう意見も多く出されていたのが現状でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 実情はわかったのですけれども観光バスではないわけですから30分のところを1時間以上かかったというそういう効率性の悪さからいうと町民から不満が出てくるのはあたりまえの話です。せいぜい我慢しても1時間以内ぐらいならみんなのためにということで我慢はするのでしょうか、1時間以上かかって虎杖浜から乗ってくるというのは本当に1回使えば1日かかるとなってしまうわけですね。実態はわかったのですけれども先ほどの答弁の中にバス台数をふやさずにというふうにいわれました。バス台数をふやさないで本当は3路線3台あれば一番いいことなのかもしれないけれども2台で運行したということになれば台数を減らしたことが最大の原因になるのか。あるいはもっと別なところにあるのか。そうするとバスの運転手の勤務条件というのは本当に大変だろうと。毎日毎日運行で休みなく走っているということになってしまえば労働条件も絡めてどのように。その辺にも委託業者との関係というのが出てくるのではないかとこのように思いますけれどもそのあたりはどのように捉えているのですか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 昨年6月改正する前は隔日運行でした。2台のバスで隔日運行をしておりましたので月・水・金、火・木・土ということで路線を決めていて、月・水・金は2台でその路線に行く。火・木・土は同じ2台でその路線に行くという形でやっております、それが昨年6月から同じ2台ですべての路線を毎日運行するというところに無理が生じてきたというのが現状でございます。

事業者さん今現在道南バスさんのほうで元気号の運行をやっていただいております。人員管理につきましては事業者さんのほうで今のダイヤに合った人員管理をしていただいておりますので人員管理上は問題ありません。ただこれを今まで検討した中でどうするかという中ではやはり2台のバスで2人プラス休日等もありますので、その関係の人員配置等を考えた中では町民の要望をクリアするとなると大変無理な部分があって、その分人員的な増員等もあって財政的な負担がふえたという段階ではそういう状況でございました。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） わかりました。もう1つお聞きしておきたいのですけれども、この前見直しをしたときに国のほうの改正がありました。総合計画に変わっていくときに難しい補助基準があったのですがその基準をクリアするようかなりの努力をしたというふうに私は記憶しているのです。その1つ中に既存の運行キロ数を20%アップまたは3キロ以上の延長というのがあったはずですね。結果として見ればこの規制が足かせになったのではないかとこのようにも理解するのですけれども、白老の地理的条件というのはかなり難しいものがあって路線バス・汽車を考えれば走らせ方というのは非常に難しい。それを3キロ以上をもっと走らせなければならないという規制の中ではかなり難しいことがあったというふうに私は判断しているのですけれども、これが今不便になったという足かせになっているのではないかと考えるのですがいかがで

すか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 前回の補助要件の中で今議員がおっしゃったように 20%3 キロという条件がございました。その変更の検討の中で路線のそういう条件を大きくクリアするために萩野・緑泉郷とかそういうところの路線を改正したわけで、それは乗客にとってはこまめに乗り降りができるような路線に変わりましたのでその点は大きく足かせになったということはないと考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 担当課がこの状況の中で悪戦苦闘しているということがこの答弁の中からもよくわかるのですけれども、でも答弁の中にこういうふうにありました。事業者との現地確認を行い路線の見直し策を検討すると。担当課と事業者が話し合いをしてそれで町民が納得する解決策を得るのだと。私素人ながら考えたら2台の決められたバスで町民サービスを向上させるためにこまめに回れば回るほど不満が出てくるはずですよ。そうするとそれを業者と話してうまい解決策が出てくるのか。いくら話をしても解決策というのは出てこないのではないかと。やればやるほど深みに入るのではないかと。そんなふうを考える。ということから考えますと今は高齢化社会が進んでどこの自治体も公共交通の運営は大変だろうというふうにいるのです。みんなが悩んでいるのではないかと。そこで1つだけお聞きしておきたいのですけれども、国交省が地域の公共交通再生の法改正を出したというふう聞いております。ことしに入ってから閣議決定をしたとも聞いているのですが、その見直しに役立つという方向というのは出てきていないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず1点目の担当課のほうの関係でございます。先ほど答弁いたしましたとおり町民の皆様からのご要望・ご不満等を考えた中でいろいろと検討して事業者さんのほうに経費的なものを出していただきました。ただその経費的なものというのはやはりかなりの経費が出てまいりましたものですから、それをやはり上げるというわけにも当然いきませんので担当といたしましてはできるだけ少ない経費の中で今よりもやはり不満を少しでも解消できる路線それを見直しする方策それを事業者さんのほうと現地確認をいたしまして見直し策を考えたわけでございます。この見直し策につきましてもまだ経費的なものが事業者さんのほうから出てきておりませんが少しでも負担を少なくする形の中で今よりももっと不便を感じない路線にしたいというふうにご案内を策定して、今後国の補助金の関係等も協議は必要になってまいりますのでその辺は順次協議を進めていきたいというふうにご案内をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 後段の本年2月に国交省が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正というものを閣議決定しておりまして、これはこれまでの地域公共交通網形成計画の中で白老町においては平成23年3月に策定した地域公共交通総合連携計画これをさまざまな生活形態の変化などを受けて持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るために今度は地域公共交通網形成計画というものに改正するという内容の閣議決定をしております。それを受けまして都道府県がまず交通網計画をつくるわけですが、その交通網計画を受けて地域公共交通再編実施計画というものをつくって国交省の大臣に認定申請ができるというような手続きに変わっておりまして、現在白老町においてはその計画変更の手続きにはまだ至っておりませんが国の状況としてはそういう変化がござい

ます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 持続可能な交通網の計画、持続可能はこれから先ずっと町でどういうふうに交通網をつくっていくか。これは町で投げられても自治体では行き詰まって困っているわけです。財政的あるいは手法的に自治体が助かる、今の状況を打開するという方向の見通しというのがその中にはまだ出てこないのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今回の法律改正案によりますと背景としましては人口減少、高齢化が進展するという事で地域社会の活力を維持するという事でございましてまちづくりと一体となった公共交通の再編ということがいわれております。財源措置等についてはまだ明確ではございませんが国といたしましては国交大臣の認定を受けた地方公共団体に支援する制度としてモデルケースも含めて国の財政措置としては300億円ほどの予算措置があるものです。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） この法の改正を今すぐ活用するという事はなかなか難しいというふうに関わわけですけれども、現状を打開するという点で先ほど聞かなかったのですけれども、2台のバスを3コース毎日運行しているというところに無理があるということなのですが事業者への委託料2,000万円とちょっと超えています。利用者全員が有料になりました。今まで1万人の有料分だったのが目標5万人として5万人が有料になると。みんなが100円でなければならないかどうかということもこれまた別な問題ですけれども、全員からお金をもらって有料にした場合にバスが3台確保できて、それで今のところを改善できるのだというふうにはならないのかどうなのか。これは不可能かどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今年度の町内循環バスの予算の関係でございまして運行経費としては約2,600万円かかります。予算的に見ているもので運賃収入として約280万円、それと国の補助としていたしまして約700万円という形で一般財源の持ち出しとしては1,600万円くらいの持ち出しとなっております。これを仮に3台という形にした場合においては単純に1台分ふえるわけですから少なからずや1,000万円以上の経費が増加すると。運賃収入といたしましても280万円がどれだけ伸びるかということになるとなかなかそこも推測はできませんがそれほど伸びないのではないかと思います。国の補助については金額的には変わってまいりませんので一般財源の持ち出しがやはり1,000万円以上ふえていく形になるかと思います。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 今の数字を聞いていますと交付税を入れて、そして2,600万円の持ち出しがある。かなり厳しい数字だというふうに思うのです。それを何とか1台1,000万円を超えるその数字を何とか小さくできるかということが勝負なのかというふうに思いますけれども、これからのまちの運営に関してちょっとお聞きしておきたいと思うのです。それをいうと一般的な町民が考えるコミュニティバスから少し考え方が外れるのかもしれないですけども、先日町立病院維持の方向が示されました。病院の健全経営というのは

これからのまちづくりの要でもあろうかというふうに思っています。実際にこれからの社会というのは住民の足を確保するというのも同じレベルでやはりまちづくりには一番大変なことだろうというふうに私も考えているのですが、一口でいってしまえば語弊が出てきますが通院を最優先にした病院経営に寄与できるようなバス運行というの考え方の1つの中に入ってこないかどうか。バス利用のためにはいろいろな目的をつくってそれをみんな満足させようという考え方というのがございましたけれども、やはり今一番まちづくりに中で要になってくる病院経営とそれから住民の足を守るという考え方でそこら辺に枠を狭めて考えて何とかするという方向がとれないかどうか。そういう検討はしたことないかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまのご質問でございますけれども若干4項目め、5項目めにかかるのですが病院に特化した輸送手段と申しますとやはり個人病院のほうではやっておりますけれどもドア・トゥ・ドアでいわゆるデマンド方式の輸送形態が考えられると思われまます。町長の答弁にもありましたが今回過疎地域になったことで過疎地有償運送事業というのが可能となっております。この過疎地有償運送事業というのはいわゆる自家用有償旅客運送という分類にありまして、これまで町内でも行われていた事例としましては福祉有償運送その形態と類似しております。福祉有償運送につきましては身体障がい者とか要介護者を移送する目的でございますけれども、過疎地有償運送は過疎地であるということでできる事業でございますので元気号というバス輸送に代替する手段としては検討の手法であるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） どうも答弁を聞いていてこうやってバスがこういうふうに変わっていくのだというイメージがどうしても沸いてこないのですけれども、あと1つだけ聞いておきます。改善の方向を10月には間に合わないけれども1日も早く解決をしたいというふうに先ほどおっしゃられました。嫌な質問かもしれませぬけれども、それではあとどのくらい待てばいいのか。町民がそれだけ待ってくれるのかどうか私わかりませんので、本当に住民の足ですからこの不満を少しでも1日も早く消してあげるためにはいつまでにはこれは方向づけをするというものがほしいのです。そのあたりをどういうふうに考えているのか。もう1回お答えください。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長

○健康福祉課長（長澤敏博君） 大変申しわけありません、10月という時期には間に合わないということでお詫び申し上げます。今現在やっております作業といたしまして答弁にもありましたように現地確認等を済ませまして、それに伴うバスの時間そういうものも全部出てまいりました。それに係る経費が今まだ出てきていません。それが近々出てくるというふうに事業者との協議の中で出てまいりました。それに伴いまして今月早々には補助金の関係の協議に行くつもりであります。その協議の中で補助金の額の大まかな金額等について現在の金額がどういう形になるのかその辺を示していただいて、それに伴いまして一般財源の持ち出しがどのくらいふえるのかという形を検討いたしまして財政的な負担等がある程度許される範囲であればこの後地域公共交通の活性化協議会等の承認を得なければならないということもありますので、時期といたしましては前回の改正についても3カ月前後の期間がかかるということだったので遅くても年明け、1月もしくは2月頃に改正ができるのではなかろうかと進んでおります。そういう考えでおります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） そこまでわかりました。

4番、5番合わせてそこに移ります。答弁の中に民間業者の参入についてもちょっと触れられておりました。その部分でちょっと思い出すのですが以前の計画の中に検討する課題として私が記憶をしているところでは、まず1つは交通空白地域をつくらなければならないということがかなり大きな課題としてあったはずです。それから民間事業者に一般乗り合いの資格を取ってもらって事業に参入してもらえるかどうかを検討をしたいというのがあったはずです。それから3つ目に補助金の採算ベースとの兼ね合いでどう考えるかこれを検討する。大体大きくこれらがあったのではないかというふうな気がするのですが元気号が行き詰まっている現在、先ほどの答弁書を見るとデマンドバス導入に向けては課題の解決が必要な状況にありますというまるで他人事みたいに聞こえてくるのです。こちらがだめならば何とかしなければならないとすぐに手を打たなければならないというのが行政ではないかというふうに思うのですけれどもこういう議論がなかったのかどうなのか。こういうというのは先ほど3つ挙げた空白地帯を検討する、民間業者に参入してもらう、それから補助金との関係で採算を合わせていく。この重要な部分について続けて検討していなかったのかどうなのか。あの時点でもうバスの路線は見直してしまったから全部消し去れたのかどうなのか。そのあたりはどういう状況なのかお聞かせ願いたいです。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） デマンドバス導入についての検討でございますけれども今議員がおっしゃるように元気号と併せて検討ができればよろしいと思っておりますが、今回の元気号の路線と時間の改正というもので健康福祉課と企画のほうと協議しながら進めておりましたけれども、まずは現在の元気号より改正できるよりよい路線と変更を検討しているという中で同時にデマンド交通の検討というのはちょっとできなかつたという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） デマンド交通に関していえば当初公共交通総合計画をつくったときにデマンドを導入するという事は極めて積極的な計画だったというふうに私は記憶しているのです。これは当時の社会情勢からいっても必要だったからデマンド方式を取り入れようというふうになったのではないかと私はそう考えているのです。今回の答弁書を見ていまして必要を認めての答弁だというふうに聞こえます。けれども状況としてやれるのだったらやったほうが良いというそういう段階ではないのではないかと私は思うのです。まちのコミュニティバスがどうあればいいのか。これは健康福祉課と企画課とそれぞれにあるわけですから合同で力を合わせるべきときではないのかというふうに見えるのです。そのあたりの連携がどんなふうにつながっているのか。それぞれ別々に考えているのではないのかというふうに見えてしまう。方向性が両方から打ち出されてくるべきではないのか。先ほども話ありましたが横の連携が不十分ではないですか。そう指摘されてどう考えますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今企画担当と健康福祉課のほうで連携してということで議員にからすればまだまだ不足しているというようなことだと思っております。私どものほうで元気号の運行に関して

いろとやっております、それに対する先ほどの答弁にもありました町民の皆様からのいろいろな要望等については解決しようという努力をしている次第ではありますが、それに伴いますやはり企画との連携それについては補助金の関係もそうですしそれ以外のデマンドの関係も、デマンドについても答弁にもありますように経費的な問題も当然ございますので、ただやはり元気号だけではなかなか難しい部分というのがあるというのをお互いに理解した上で協議は進めているわけなのですがなかなかその辺が形として表れていない部分というのがあるというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） この問題最後にします。最後に理事者の考え方をお聞きしたいと思うのですが、今までの論議の中でわかることは住民の足を確保するという大きな課題は1担当課では解決できない問題ではないかというふうに考えるのです。片一方では行き詰まり状態をいう、そして片一方では財政がかなり無理がかかると。こういった場合に本当にもう解決のしようが暗礁に乗り上げてしまうということ。なぜそうなるかという今住民の足を守るという問題の重要性の認識が十分行き渡っていないのではないかと私は思ってしまうのです。繰り返します。高齢化社会の中で住民の足を確保し魅力あるまちづくりを進めるこれは優先課題ではないのですか。もうこれは病院を維持するというのと同じ同列のものではないかと私はそう考えるのです。過疎地指定で新しいソフト事業の道が開かれました。この間いただいた過疎からの自立計画の交通の部分を読ませてもらったらすごく立派な文章で書かれているのです。それは今読み上げませんが。そのソフト事業に道が開かれた選択肢が1つふえた。まちの公共事業の青写真をつくる仕事は誰なのか。担当課ではないはず。これは町の理事者のほうがまちの交通づくりは我々がこういう方針を出すと、だからお前たちがやれとこういうふうにならなければでき上がらないはず。きょうの話聞いていてバスはどうにもならないという答えしか出てこないとすれば本当に不幸なことです。町民は1日も早くこの改善を待っているはずだと思いますので理事者は全体的な構造をどう考えておられるのかそのあたりをお聞きしてこの質問を終わりにしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 高齢者と住民の足の確保の交通バスの関係なのですが一番大きくはやっぱり財政の問題が大きく負担になっているというのが正直なところでございます。担当課もいろいろ連携をしながら、今斎藤議員への答弁もそうですけど役割分担をしながらそれぞれ答えておりますので連携の中で苦慮しているというのが正直なところでございます。これは単年度事業ではありませんので1回交通手段の確保がお金をかけてつくったとしたらそれをずっと継続になるものですから、できるだけ今の財政の中でどういうサービスができるのかというのを一所懸命考えているのですが、虎杖浜から社台までの大きな面積の中でなかなか一人一人に対応した交通バスができないということが現状であります。その中で国のほうも過疎地の有償運送事業等々も含めて今どういう手法が一番いいのかも、検討という言葉を使わせていただきますが検討しているところでございますし、デマンドについては利便性を考えると本当にいいものだというふうには認識はしているのですがそこにはやっぱり財政が伴うということでもあります。確かに病院の特化の話も会議の中では何回も出ております。ただ民間の中にもドア・トゥ・ドアで病院にも運ばれているところもありますし、買い物事業者のバスも出ているところもありますのでその辺が全くないわけではないので今の財源でできるだけよりよい利便性の高い交通バスを目指しておりますのでこの辺はご理解をいただきたいと思っておりますし、



毎年毎年その課題をクリアすると次の課題が出てきているのも確かでございますので、その辺も全て利用者の意見も聞きながら勘案して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 2項目めの教育問題に移りたいと思います。

1つ、全国的に小中学生の不登校が増加したといえます。白老町の児童生徒のいじめ、非行、不登校など教育環境の現状について伺いたいと思います。

2つ目、先生方の業務が一層多忙化していると聞きます。その理由と児童生徒たちとのコミュニケーション不足などに影響がないのかどうなのか伺います。

3番、道教委が全国平均以下の学力テストの成績結果から学力向上のために対策に乗り出すというニュースを聞いたのです。学校がとる対策について伺います。

4番、子供の貧困化が拡大しているといえます。町や学校がどのような対策を講じているのか伺います。

5番目、わかる喜びを与える授業の確立とゆとりの教育削除の関係をどう捉えているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 教育環境についてのご質問であります。

1項目めのいじめ、非行、不登校などの現状についてであります。学校が認知したいじめの件数につきましては23年度15件、24年度14件、25年度7件となっておりますがいずれも学校の指導によりいじめは解消しております。

次に暴力行為の件数は23年度1件、24年度1件、25年度の該当案件はありません。その内訳は器物損壊1件、生徒間暴力1件となっております。

また不登校の児童生徒数につきましては23年度20名、24年度21名、25年度18名となっており、その要因といたしましては家庭での生活環境の急激な変化、親の養育や親子関係をめぐる問題、無気力、怠学傾向によるものとなっております。

2項目めの教員の多忙化とを児童生徒たちへの影響についてであります。授業時数の増加による放課後訪問時間の確保が難しいこと、教材研究、生徒指導、部活動や諸会議、事務的な業務さらには保護者等への対応などによって学校現場の多忙化が進んでいるものと認識しております。しかしながら小人数指導やチーム・ティーチング（T・T）など子供一人一人を大切に学習指導のほか始業前の時間や休み時間、清掃、給食時間を一緒に活動しながらの子供への声かけ、また定期的な教育相談等の実施により学校全体として日常的に子供と触れ合う時間の確保や積極的にコミュニケーションを図るように努めております。

3項目めの学力向上に向けた対策についてであります。全国学力学習状況調査の結果から本町の子供たちは国語科の言語や書く能力、算数・数学科の割合や関数、図形に関する知識理解で正答率が低く中階層に属する子供の割合が高い状況であります。このような課題に対処するため本町の学力向上の指針である児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードに基づき校内研修と連動した授業の充実を初め学習内容の定着を図る学びの循環づくりや小中学校の授業交流、学習規律の整備など9年間を見通した学校間の連結強化を進めております。

また子供一人一人の習熟の程度に応じた小人数指導や道の巡回指導教員活用事業、外部人材活用事業のほ

か町の施策として算数・数学の学習サポート事業や学び直しを目的とした小学校高学年向けの国語・算数ドリルを作成するなど子供の確かな学力を育成する学習支援を進めております。

4項目めの子供の貧困化への対策についてであります。子供の学力低下や児童虐待、いじめ等はさまざまな要因が複合しているものと認識しておりますが経済的な環境もその1つの要因になるものと考えられます。本町においてはすべての子供が義務教育を円滑に受けることができるよう経済的な理由によって就学が困難と認められる子供に対して就学援助を行っております。また各学校では家庭の所得の状況にかかわらず子供が社会で自立して生きていくために必要な生きる力を育成するため、就学援助世帯の子供たちを含めて一人一人の状況に応じたきめ細やかな指導を充実させ、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど学校内外との必要な連携を図りながら子供の安心・安全を守る学校づくりを進めております。

5項目めのわかる喜びを与える教育についてであります。教育は子供を自立させるための営みであり子供が豊かな未来に向かって生き抜くためには地力・心力・体力の調和がとれた総合的な人間力を育てていくこと、とりわけその根幹をなすのが確かな学力であり子供が社会で自立していく上で最低限必要な基礎学力を保障することは重要であると考えています。そうした中で本町が掲げるわかる喜びを与える教育とは、分かった、できたを子供自身が実感できる教育をつくり上げることによって、もっとやりたい、今後は自分でやろうといった次の学びへの意欲をかき立てることを保障するものであります。そのため学力だけに特化した捉えではなく子供の関心意欲、個性の伸長、共に生きる心や態度、コミュニケーション能力を養うとともに規範意識や道徳性、健康でたくましい体力の育成など知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進していくことが大切であると考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ただいま白老におけるそれぞれの数値が示されました。いずれの数値も関係者の努力の跡が見えるものとして喜ばしいというふうに思います。ただ不登校についてはまだ18名いるということでこれについてはやっぱり1カ月以上学校に来られない子供そういう子供がいるということ自体すごく心が痛むものであります。実際に先日報道された1カ月以上の欠席者は全国小中学校で12万人にふえたという報道が出されました。これはご存じだと思うのですが増加中、これからもまだふえるのではないかと。この数値だけ聞くと12万人というと300人規模の学校が400校休んでいると考えたら極めて大変な数字です。この子供たちにどう対応しているのかという点から聞きますと、これは1カ月以上も来られない、かなり専門的なものだろうというふうに思いますけれども多分スクールカウンセラーだとかソーシャルワーカーとか専門家が対応しているというふうに思うのですが、まず初めにこの人たちの身分、勤務時間、内容について伺っておきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 不登校の対応ということでうちのほうではスクールカウンセラーとソーシャルワーカーを配置しております。いずれも道教委の事業でスクールカウンセラーのほうは派遣事業という形で、スクールソーシャルワーカーのほうは道の委託事業という形で進めております。スクールカウンセラーは直接カウンセラーさんにお金を支払われる派遣事業の形をとってしまして、あとスクールソーシャルワーカーさんのほうは町に1回お金が入ってきて町のほうで管理して支払いをするというような流れの道の委託事業ということになっております。

活動状況でございますけれども、まずスクールカウンセラーの活動ですけれども今白老中学校と白翔中学校両校にそれぞれ1名ずつ2名おまして、合わせて年間で60日間勤務です。大体1日5時間ぐらいの勤務ですけれども、相談件数につきましては延べ341件、相談内容につきましては不登校の対応こちらが170件ございまして、友人関係の部分で80件、親子関係の部分で60件ということで、進路相談20件などというふうになっております。

一方スクールソーシャルワーカーのほうですけれども、こちらは1名教育委員会に配属して各学校を回っているわけですけれども、こちらは年間で66日間ということで学校教育支援センター、家庭への訪問活動が延べ86回ということで、スクールソーシャルワーカーは関係機関の調整役という役割もございましてそういった学校と医療機関あるいは保健福祉等の機関と連携を図りながら問題の解決に当たっているということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） そうしますとスクールカウンセラーは2人、ソーシャルワーカーは1人合わせると3人。3人でこれらの難しい子供たちを扱っている。そして件数にするとかなりの件数です。340件とか約170件とか今いわれました。これだけの人数でこれだけのもの、そしてその人たちは白老だけを見ているのか、隣のまちも見ているのか、ずっとめぐってきているのかによってはまた違うのかもしれないけれどもこれだけの人数で専門的に子供に対応する、あるいは家庭に対応するそういうことが十分手が回っていると考えていいのかどうなのか。そこら辺すごく心配なのです。十分手が回っているというのであればいいのですけれども、そのことが1つお聞きしたい。

それともう1つは教育委員会と学校とそれから家庭この三者の関係というのはこういう子供たちに対してどういう連携をとっているのかそのあたりを教えてくださいたいのです。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 1点目の十分かどうかという部分でございますけれども今のところ特にそれ以上にもっと来てほしいとかそういった部分の要望というかそういうものはないので、それだけ日数が多ければ要望だとか学校の先生も相談する時間もふえるということでできればできるだけ多くの日数来ていただいたほうがいいということもありますけれども、道の派遣事業でさまざまほかのまちにも行ったりしているという状況もありますので、かけ持ちもありますので今のところ充足しているといえはしているという状況で保っているということでございます。

2点目の教育委員会と学校と家庭とですけれども、今学校における対応としましても学校のほうでももちろんスクールソーシャルワーカーだけに頼っているということではなくて学校のほうでも先生方がそれぞれ家庭訪問したりだとか電話対応したりということをやっております。それに対してまた先ほど連携という言葉もありましたけれども例えば健康福祉課の部門だとか、あと医療関係者の部門とか民生委員だとか地域の方ともそういう組織体制をもって全体として地域ともかかわりながら環境改善に当たっているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） さまざまな関係者が寄り添って面倒見なければならないということはよくわかる

のです。

もう1つ別な側面からお聞きしたいのですが、私が強く思うのは各関係機関や専門家の対応とはまた別にその子を受け持つ担任の役割その大きさを考えたいのです。子供にとって絆をつなぐ一番の相手というのは担任だろうというふうに思うのです。拒否されようが反抗されようが常に自分にかかわってくれる担任の一言、そして粘り強い世話活動そういうことが学校に行きたくても行けない子供の心に灯をともしないかと思うのです。心に灯をともしせるのは一番は担任ではないかと私はそう強く思っています。逆ないい方をしますとその子たちに寄り添うのは教師の仕事ではないかというふうにも思います。日常担任がこういう子供たちに対してどう対応していかなければならないのか現場のあり方についてどう指導されているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 多忙化の部分とちょっと関係してくるかと思うのですけれども、確かに担任のほうも一所懸命家庭訪問行ったりだとか来たときのフォローだとかそういう部分では一所懸命やっていたと思いますけれども、担任だけではできない部分は教頭先生だとか校長先生、校内全体での取り組みということでございます。

うちのほうの指導といたしますか、要するに子供たちに先生たちが向き合う時間をどうするかという部分では放課後の会議の見直しだとか、会議の開始時間や終了時刻の厳守そういった工夫、そういう設定を指導といたしますか縮減に向けた取り組みをしております、その中で子供たちと向き合う時間そういった不登校への対応だとかも含めましてそういった時間を確保するような指導をしております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） ニュースや何かの中で1カ月休んでいる内に1回だけ訪問しましたとかそういうことはよくあるのです。本当に毎日でも行かなければそういうことの打開はできないはずなのだけれども、やっぱり忙しいのか行きづらいのか何が原因かわからないけれども学校だとか担任が一生懸命足を運ぶというそういう体制というのが十分にとれているかどうかということをお私には一番心配するわけです。そのことを押さえておいて子供がそういう状況に置かれている中で現場も苦勞しているということはおよくわかるのでまずそこはそこだけで2番目に移りたいと思います。

先ほど答弁にもありましたけれども現場の多忙化がすごく進んでいるのだと。その中で指導の合間を見ながら子供と触れ合う時間を使っていますというお話でした。その姿もわかりました。ところで平成11年、12年に小学校・中学校は新しい学習指導要領が実施されました。学力向上を視野に授業時数が大きくふえたというふうに聞いております。どのような授業時数に変わったのか伺います。また時数がふえたことに対してどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず学習要領の改定によりどれくらいに変わったかという部分でございますけれども、小学校につきましては平成23年度からの改正で1週間当たり授業時数1、2年生で2時間、3年生以上でそれぞれ1時間ずつふえておまして小学校6年間の総授業時数で278時間の増となっております。中学校につきましては24年度からの改正でございまして1週間当たり授業時数がすべての学年でそれぞれ1時間ずつふえているというような状況でございます。授業時数がふえたということで国語だとか算数

の主要教科だとか、あるいは英語の指導が小学校で入ったりだとかという部分では時数をふやしてというところなのですけれども、その辺については学力を基礎としながらも総合的な学習の時間も若干減っているのですけれども、その中でもやっぱり地域と触れ合う時間も保ちながらまずは学力をしっかり固めた上でやっていくということも必要でしょうし、そういった文部科学省の考え方の中でやっているというのが現状でございます。

○議長（山本浩平君）　ここで一度休憩を入れます。

休　　憩　　　　　午後　３時３４分

---

再　　開　　　　　午後　３時４４分

○議長（山本浩平君）　休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

　　３番、斎藤征信議員。

〔３番　斎藤征信君登壇〕

○３番（斎藤征信君）　３番、斎藤です。それでは続けさせていただきます。ただいまのお答えの中で小学校１、２年生が週２時間ふえると。小学校の１年生、２年生が１時間ふえるというのもすごくハードだというふうに思うのです。今まで４時間でやっていたものが５時間になる。それが２日やらなければならないとなると大変なことだろうと。小学校３年生から中学生までは１時間ふえるのだと。たった週１時間ふえるというふうには見えるのですけれどももう既に満杯状態でしょう。満杯状態の中に１時間ふやさなければならぬ。そうなる校内の暮らしには全く余裕がなくなるのではないかという気がするのです。土曜日が無いから週５日です。小学校６年生が６時間やらなければならないのは３日間。中学生になると週５日のうちに４日間は６時間をやるのです。６時間の授業が終わったら小学生は帰りが大体午後３時頃になるでしょうか。中学生がざっと数えても３時半ぐらいだろうとそういうふうになるのではないか。それから終わった後に今度は生徒会の活動だとか部活が入ってくるわけでしょう。そしてあと１時間ぐらいしかないわけですから１つの活動をやったらもう下校時間ですといわれる。そういう時間になる。先生方はそのあと１時間ぐらいで会議をやったり、それから書類を整理したり成績つけたりして、それだっぴりぎり１時間ぐらいやったらもうあと退勤時間になってしまう。こういうような状況評価でしょう。こうやって考えると子供も先生も学校にいるうちにゆとりは全くない状況になると思いませんか。この１コマふえるだけ、この学習指導要領の改訂は本当に学力をつける、向上につながるのかどうなのか。昔のことをよくいいますけれども昔は教科外指導の以外の時間から多くを学んだ。昔の若い人たちはそういうのです。触れ合いながらその中で育った。もちろん授業時数の中で触れ合っていないとは一言もいいません。触れ合っているだけけれどもそこから離れた時の時間というのが本当に子供たちにとってはすごく大事な時間それが全部なくなるのです。そういう心を育てる教育というのは時間がふえるということでは本当にはできるのかどうなのか、そのあたりどういうふうに考えていますか。国のやることにごちゃごちゃというのは答えは大変かもしれないけれども実態として、現場の実態としてどういうふうに押えますか。

○議長（山本浩平君）　古俣教育長。

○教育長（古俣博之君）　今議員がおっしゃるように学校の多忙化という事実については委員会としても認識しております。ただ時間的に子供たちとの触れ合いの時間が勤務時間とのかかわりの中で少なくなったということ自体でいえば今いった多忙化というのは認識したいと。ただ学校現場における教育内容のあり

方が随分違ってきております。それは先ほどの答弁の中でもお話したように教科指導についてT・Tだとかそれから小人数指導だとかそういう部分なところで教師との触れ合いの時間その場面も持ちながら授業も進めてきております。

それから放課後の指導の中においてだとかそれから休み時間の中においても先生方との触れ合う時間が短くなったからなくなっているというふうな現状はそんなに大きな問題としてあるというふうな認識は委員会としては持っておりません。時数が今いったようにふえているということについては、議員もおわかりのように今の社会状況の変化の中でやはり子供たちに基礎学力をしっかりとつけながら、知・徳・体をバランスよくした教育活動を推進していくというふうな関係からいけば今文科省か出てきている状況もまた1つしっかりと押さえていくことも私自身は必要ではないかというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） また別な面からいいます。統計を見ますと先生方は1日2時間残業。月にすると40時間の残業が当たり前というふうなものが出ています。ところが小中学校教員の55%は月80時間、1日4時間の残業というのも55%、過半数以上がそれだけの残業をやっているのだというふうに出ています。残業手当でいいますと調整額、調整手当で給与の4%もらっているのです。一律決まっているわけです。月30万円の給与だとすれば調整額は1万2,000円です。1万2,000円を月1日2時間やると月40時間で割ったら残業手当は1時間300円です。その倍残業しているとすれば1時間当たり150円見当にしかたないのです。それだけでも先生方はそれでも残業やらなければいけないから頑張っているということは現実なので。そこで聞きたいのですけれども、教育委員会は先生方の残業状況、残業時間というものを調査しておりますか。そこを伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○教育課長（高尾利弘君） ご存じのように先生方の給料の関係は道教委のほうで実際にはやっているということなものですから直接うちのほうでの残業代がどれぐらいだというのは今手元にそういった集計は取っていません。あと全道的にどうだと、今斎藤議員おっしゃったような内容の部分だけの押さえになるということでございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 一人一人みんな違いますし残業の仕方も違うし手当の額も違いますしそれはかなり難しいことなのだけれども本当に先生方の残業というのは先生方の健康だとかのためには調べておかなければだめです。これは国からの手当で全部決まっているのだからそれで事は済みではだめなのです。先生方が今どういう状況に置かれているかということをもう少し考えていただければというふうに思います。私は教師である限り自宅に仕事を持って帰るのは当たり前だと宿命だと思っているのです。それでなかったらできないのですから。しかし教師の多忙化を見直さない限り子供に寄り添う教育は崩壊するのではないかとまで考えるのです。教育長にこんな聞き方をすると失礼かもしれないけれどもちょっと聞きます。教育長は校長会、教頭会に顔を出されますよね。そんな中で先生方に時間をつくる工夫を話題として提供する機会何かがありますか。例えば子供と触れ合う時間をどう設定するか。例えばノー部活デー、部活のない日、それから会議のデー、会議のない日、残業デー、残業をしないで帰る日、あるいは授業を離れて先輩後輩交流の場の設定、それから健康や子供たちを取り巻く環境について話し合うような場の設定というふうなもの。

いくらいっても学校によって状況が違いますから取り上げ方というのは違いますけれども今の時代こういうことも教育委員会が指導しなければならぬ大事な指導の1つだと考えるのですけれどもそういうふうには考えられませんでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 時間外勤務の縮減につきましては全国的にも調査しておりますし、先ほど課長からは本町実態の部分については時数は具体的には捉えておりませんが、道教委の調査とともに実態調査はしております。ですから1日平均でいえば小学校で2時間ぐらいです。それから中学校でいけば3時間ぐらいの時間外勤務があるというふうに押さえております。そういう中で教育局もそうですけれども本町においても時間外勤務の縮減についても対策は校長会を通してやらせてもらっております。中学校においては私も現場にいたときもそうですけれども必ず1週間のうち月曜日は部活はしない、試合などでどうしてもやらなくてはならないときはありますけれども約束としては月曜日は部活動がなしだとか、それから放課後の会議を長くしないだとか少なくするというので今各学校では1カ月に1回の職員会議はやらないで、それを夏・冬休みに3カ月分見直しを持ってやるだとかそういうふうなことで会議の時間を減らしたり、それから朝の打ち合わせも昔は必ず10分、15分でやっていました。それをしないで隔日にしたり、それから定期時間で帰る日を設けたりそういう対応は実際的にやるようにしたり、それから年休を利用した工夫をしながら先生方に休みをとってもらうだとかそういう工夫も各学校に指示をしておりますし各学校においてもそういう対応はとっている現状にあります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） さまざまな取り組みを現場なりに工夫をしていると。そして教育長もその指導の先頭に立っているということでもよくそこら辺はわかりました。そうしなければ本当に先生方が余裕をなくすという条件があるということですのでそこら辺は厳しく見てあげてほしいというふうに思います。

3番の学テの問題にいきます。町が頑張っている学力向上対策について悪いというつもりは全くございません。町内独自の対策については立派にやられているというふうに認識しております。ただ今回の全国学力テストの公表をどうということになるのかと。北海道は4種のテストの平均で小学校が44位、中学校が33位という公表がありました。この数字を見たときに道民はどういうふうに見るのでしょうか。47のうちの44位、そしたらもうビリではないかと大変だと指導が悪いということになるのではないのでしょうか。その数字からいうとそういうふうに見るのが普通なのです。ところがよく中身を見ると小学校で平均点まであと2点ちょっとなのです。中学校でいうと0.7いくら1点に満たないのです。スポーツと違ってこの1点2点を争ってどうするのだと。本当にこの1点2点を争うために頑張って、そして勝った負けたをいっているようで単なる点取り競争になってしまう。本当の学力とは無縁のものではないかと私はそう考えるのです。最近に公表をどこまでするかというのがテレビのニュースになっています。県段階まではやった、今度は自治体までおろすか、あるいは学校までおろすかというようなことがいろいろとあるのですが道教育が各振興局を回るといったのはどこまで発表するかというその了解をとるために回るといふふうに私は思ってしまうのですけれどもそういうニュースというのは伝わっていないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 学力調査の公表についてですけれども今回26年度の学力検査から実施要領

が変わりまして、都道府県につきましては市町村の同意を前提として市町村ごとの調査結果を公表できるということになったということが1つと、2つ目が市町村の教育委員会、町ではそれぞれの教育委員会の判断で学校ごとに調査結果を公表することができるという2点でございます。

今各回るといったところは1つ目の町村別の公表ができるということになったということでそういう同意を得るという作業をしているという中で回っておりますけれども、今のところ白老町としての考え方としては道教委の市町村別の公表、全道すべての学校をやるという部分での同意はしないということで教育委員会と協議はしております。今のところですけどもちょっと内容が変われば今後検討の余地はあると思うのでありますけれども。

あとよく話題になります学校別の状況でございますけれどもそちらについては町としては公表しないということで考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） 前にも学テの弊害については何回か指摘してきたのですがやはり危惧したことが全国的に起こっているのです。最下位を脱出した沖縄それから中位に位置する香川県、学校体制は今学力向上という名前の中で学テ体制ととっているのです。まず学校行事を削る。長期休業中は補習をやる。県独自の学テをやる。校長会独自の診断テストをやる。そしてそのためのカリキュラムをつくって年明けたら学テの特別体制をとる。まさにテスト漬けなのです。こんな中で学ぶことが楽しいとは思いませんという子供たちがどんどんふえてくるし悲鳴を上げるのは当たり前でないかというふうに思うのです。

この間もニュースの中で出ていましたけれどもどこかの知事が独断で町村の成績を発表して、学校は平均以上の学校の校長名を発表するとかこれからやるとかそういうニュースがありましたけれども、競争すればどんどん成績が上がっていくのだという勘違いをする知事や何かがあるわけですね。そういうことに手を貸すことに私は絶対やってはいけないというふうに思うのです。日常の学力向上はいくらやってもいいけれども全国で肩を並べて1点2点を争う競争に力を貸すということは絶対やってはならない。だから私はそういう意味でいうと町村別の発表もやめてくれたほうがいい。何だ白老はこんなに下か、白老の先生方何やっているのだ、白老の教育委員会は何やっているのだとこういう結果にしかならないとすればこれは大変なことなのです。

もう1つつけ足せば最近安倍首相は真に頑張る教師の処遇改善という教育再生方針を出しました。先生方の給与にもメリハリをつけて差をつけなければならないと。競争させるということだと思っております。もうそこまでいったら学テと結びついて、成績と結びついてそういうふうになっていったら日本の教育は崩壊します。これは目に見えています。子供は点取り競争をする、先生方は頑張り競争をする、これでは地域の教育というのは遠からず劣化してしまうだろうということを一番心配するのです。

これは先ほど話した町の教育方針とは全く違いますがかなり大きな矛盾を抱えているのだということだけ押さえてください。もう時間がありませんので前へ進みます。

子供の貧困について伺います。国会で子供の貧困対策法が全会一致では決定しました。そして遅れてことしの8月子供の貧困対策大綱というのを閣議決定しました。貧困が背負うリスクを次世代に引き継ぐことを断ち切ることをねらいますという立派なものです。

ところで白老の貧困率というのはわかりますか。普通は地域の貧困率ということは余り出さないだろうと



思うのですが大抵は就学援助の世帯の比率だとかそういうもので出すのだとは思っているのですがそのあたりどのように押さえているのか教えてください。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今新聞報道で子供の貧困率という形で出ていますけれども貧困率自体の出し方としては指定統計というか国民生活基礎調査こちらのほうで出しております、それは全戸調査ではなくて一部特定の地域の調査ということで市町村ではなくて道が調査しているということもありまして貧困率自体は町の中では押さえていないということでございます。

教育委員会の制度としまして就学援助の制度がございます。こちらについては現在平成26年度7月末現在の認定率でいきますと25.5%、要するに4分の1以上が受給対象になっていると。全生徒に占める割合です。そういうことになっております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

[3番 斎藤征信君登壇]

○3番（斎藤征信君） 全国的には今16点くらいといわれているのですが白老は25.5なのです。4人に1人、全国的には6人に1人なのです。飛び抜けて子育て家庭の貧困というのがひどいのです。ここに何とか手をつけなければならないというふう到最后いつているのですがもう時間がございませんのでゆっくりは話しませんが、特に先ほど話がありました教育扶助の申請の要件というのは生活補助の1.1、これも前にも何とかならないのかと聞いたのですがそうはならなかった。だけれども今生活保護自体が低くなってきているのです。そうするとそれに合わせて低くなっていくわけですから。苦しい生活がもっと苦しくなる。もっと貧困の世帯がふえているのにその部分を改善してやらないことにはどうにもならない。子供が助からないだろうと。そうすると1.2が1.3にいくかこれは財政がかなうならばの話になってしまうのですけれども、でもやっぱりそのところを考えてやらなければならないし、先ほど同僚議員がおっしゃいました医療費無料化だって金がないでは済まないのではないかと気がします。

それともう1つ、子ども憲章を出しました。立派なものです。ところがあそこに書かれているあくまでも規範だとはいっても、やっぱり生活の土台が悪くなっているのにあのこと自体ができない子供たちが出てくる。そういうことをすごく心配する。実のあるものにする、絵にかいた餅にしないためにも子供を何とか助けてやってもらえないか。今こそ必要だと考えるのですがそのあたりどういうふうに考えますか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 就学援助についてのパーセントを課長のほうからお話をさせてもらったのですが、今うちでやっている率からいまして前年度受給している子供たちが去年の8月の生活補助の部分が下がったから受けられなくなっているかというところというのは今回はなかったのです。そういうふうなことは確かにあるのですけれども子供たちの生活状況が家庭的に問題があるところの1つの要因は経済的な部分というのは学校現場では十分感じられるところがあるので、そのところの今後のあり方については考えていかなければならない部分だと思います。ただそのところが受給率の件数アップそのものだけで今ある貧困化というか、その貧困化をすべてなくすることができるかということではないように私は思っています。もっともっと学校現場で今議員がおっしゃっていたさまざまな心の触れ合いだとかそういう人間的なかわりも通しながら貧困化に対しての対応力をつけていかなければ本来の子供の自立性は育っていかないのではないかと、そういうふうに思っていますので、十分教育委員会としましてもしっかりとその現

状を踏まえながら学校現場と連携しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

〔3番 斎藤征信君登壇〕

○3番（斎藤征信君） あと30秒で最後の質問いたします。かなり短く端折りますけれども、実際に知識偏重と一時いわれた、知識を詰め込んでいるそのことを排除するためにゆとりの時間をつくった。それから国際理解だとか地域と共生する教育を受けるそういう大事な総合学習の時間が削られました。そのことに対して本当に子供が一番大事にしていたその時間が消えたということはこれからの教育にとって大変マイナスではないのかというふうに私は思っているのですけれどもそのあたりの見解を伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 時代がますますグローバル化した知識基盤社会という状況になってきております。そういう中でどういうふうにして学校教育がその時代に対して役割を果たしていかなければならないかということは、今学校現場においても大変な部分があるのですけれども基本的にはまずしっかりと生きる力の中核をなす確かな学力をつくっていくというところはやっぱりこれは外されない部分だというふうに私自身も思っております。総合的な学習の時間が時間的には減っているといいながらもより横断的に教科指導も踏まえましてかなり内容の濃い授業体制が今できております。今具体的には幾つも挙げられませんが町内においてもアイヌ文化を学ぶふるさと学習も含めましてしっかりとキャリア教育をしながらそういう横断的な学習は進んでおりますので今後もしっかりとそこところは内容的な吟味を図りながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 以上で3番、斎藤征信議員の一般質問を終了いたします。

---

### ◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめお知らせいたします。9月会議は明日10時から引き続き再開いたしますので各議員におかれましては出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。